

第18回 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会

会 議 録

平成17年8月30日(火)開催

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会事務局

第18回 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会 会議録

開催日時	平成17年8月30日(火) 13時30分開会 17時35分閉会			
開催場所	ホテル&コテージ白河関の里			
委員出欠状況	出席者(委員35名 顧問2名) 欠席者(5名)			
傍聴者	一般11名 報道5名			
職名	氏名	区分	市町村名	出欠
会長	成井 英夫	第1号委員	白河市	
副会長	滝田 国男		表郷村	
	渡部 泰夫		大信村	
	根本 暢三		東村	
委員	大河原 薫	第2号委員	白河市	
	中根 静		表郷村	
	大谷 英明		大信村	
	水野谷正明		東村	
	大高 正人	第3号委員	白河市	
	荒井 一郎		表郷村	
	藤田 清		大信村	×
	西村 栄		東村	
	十文字忠一		白河市	
	矢口 秀章		表郷村	
	星 吉明		大信村	×
	我妻 茂昭		東村	
	辺見美奈子	第4号委員	白河市	
	穂積 栄治		表郷村	
	鈴木 勇一		大信村	×
	藤田 久男		東村	
	和知 繁蔵	第4号委員	白河市	
	大越 喜平			
	柳 恵子			
	和知 玲子			
	金内 貴弘		表郷村	
	和知 幸男			
	滝田 知守			
	緑川 正年			
	深谷美佐子		大信村	
	鈴木 克彦			
添田 勝治				
大竹 徳一	×			
大戸 文治	×			
橋本 良示				
添田 潔恵	東村			
鈴木 勝則				
遠藤 公彦				
藤田 小一				
金澤 幸子				
矢田部兼一				
顧問	野崎 直実	福島県南地方振興局長		
	星 春男	福島県総務部市町村領域広域行政グループ参事		

事務局	事務局長	木村 全孝	次長兼調整班長	鈴木 昌美
	総括次長 (総務・調整担当)	加藤 俊夫	調整班主任	菊池 功
	総括次長 (予算電算・人事組織担当)	中島 博	次長兼人事組織班長	橋本 浩一
	総務班長	秦 啓太	人事組織班主任	森 健志
	総務班主任	鈴木 和彦	人事組織班主任	鈴木 亮
	総務班主任	大竹 正紀	人事組織班主任	鈴木 正和
	次長兼予算電算班長	角田 一郎		

第18回 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会 次 第

1 開 会

2 あいさつ

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会 会 長 成 井 英 夫

3 議 事

(1) 会議録署名人の指名

(2) 報告事項

報告第45号 第17回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨について

報告第46号 町名・字名の取扱いの具体的調整について【協定項目18】

報告第47号 消防団の取扱いの具体的調整について【協定項目22】

報告第48号 各種事務事業の取扱い(窓口関係)の具体的調整について

【協定項目24-(2)-ウ】

報告第49号 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)の具体的調整について

【協定項目24-(5)-イ】

(3) 協議事項

協議第75-2号 新市の市章について【協定項目19】

協議第76号 地域自治区の区長の職務について【協定項目6】

協議第77号 特別職の職員の報酬等の額について【協定項目11】

協議第78号 (仮称)白河市暮らしのガイドブックについて

協議第79号 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会の廃止について

(4) その他

第19回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会の開催日程について

管内視察研修の実施について

その他

4 閉 会

午後 1時30分 開会

事務局総務班長（秦 啓太） 定刻となりましたので、ただいまから第18回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会を始めさせていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます協議会事務局総務班の秦と申します。よろしくお願いいたします。

会議を始めさせていただく前に、本日の会議に使用する資料について確認をさせていただきたいと思います。皆様方には、事前に送付させていただいた資料のほか、本日、座席表、それから新市市章図形調査結果報告書、特別職の職員の報酬等調整資料、白河市暮らしのガイドブック（案）、そして、合併協議会委員研修会の各資料を配付させていただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、会議資料の1ページの次第に沿って会議を進行してまいりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、本協議会会長、成井英夫よりごあいさつを申し上げます。

会長、よろしくお願いいたします。

会長（成井英夫） 本日ここに、第18回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会を開催いたしましたところ、協議会委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、心から御礼を申し上げたいと思います。

まず、皆様にご報告を申し上げますが、去る8月8日付官報で4市村の廃置分合の総務大臣告示がなされ、本年11月7日の4市村合併が正式に効力を生ずることとなりました。

平成15年12月24日の白河市・表郷村・大信村の3市村による任意協議会の設置から1年8カ月、また、昨年9月1日の法定協議会への東村加入から11カ月が経過し、このたび、総務大臣告示により合併の効力が確定いたしましたものであります。この間、協議会委員、議会議員の皆様はもちろんのこと、地域住民の皆様から賜りましたご理解、ご支援に対しまして、改めて心から感謝を申し上げる次第でございます。

今後とも、新市の都市像でございます「人 文化 自然 輝き集う県南中核都市」の構築に向けて、6万6千の市民が一丸となった取り組みがなされるよう切に願うものであります。

さて、本日の会議におきましては、町名・字名の取扱いの具体的調整について、消防団の取扱いの具体的調整について等の5件の報告事項、新市の市章について、地域自治区の区長の職務について、特別職の職員の報酬等の額について等の5件の協議事項についてご協議をいただくことといたしております。

合併期日であります本年11月7日まで残り2カ月余りとなりましたが、万全の体制でその日を迎えることができますよう、合併準備に最善の努力を傾注してまいります所存でありますので、皆様方のさらなるご支援、ご協力をお願いを申し上げ、あいさつとさせていただきます。

本日もどうかよろしくお願いいたします。

事務局総務班長（秦 啓太） ありがとうございます。

それでは、早速、3の議事に入りますが、協議会規約第9条第4項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、この後の議事の進行につきましては、成井会長、よろしく願いをいたします。

議長（成井英夫会長） それでは、規約の定めによりまして暫時議長を務めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、まず、協議会規約第9条第3項の規定に基づき、本日の会議の成立要件について事務局から報告をお願いいたします。

事務局総括次長（中島 博） 本日の委員の出席状況についてご報告申し上げます。

協議会委員40名のうち、出席委員は35名でありますので、協議会規約第9条第3項に定める半数を超える委員の出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。

議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

次に、傍聴席における写真等の撮影及び録音の許可についてお諮りいたします。

本日の会議においては、写真等の撮影及び録音について、これを許可することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） ご異議なしということですので、本日の会議における写真等の撮影、録音については、これを許可することといたします。

それでは、これより議事を進めてまいります。

初めに、本日の会議録署名人を指名させていただきます。

会議録署名人として、白河市の柳恵子委員、表郷村の荒井一郎委員、大信村の大谷英明委員、東村の遠藤公彦委員の4名の方を指名させていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

続きまして、報告に移らせていただきます。

初めに、報告第45号 第17回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

局長。

事務局長（木村全孝） 事務局長の木村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

報告第45号 第17回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨についてでございます。

3ページをごらん願いたいと思います。

まず、協議会に先立ちまして第2次の市章候補選考会を開催しまして、第1次選考で選ばれた100点のうち10点を選考しております。

次に、報告第44号 第16回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会の要旨でございますが、これについては了承をいただいております。

次に、協議第75号 新市の市章についてでございます。市章選考委員長の藤田委員長から、第2次市章選考委員会の結果報告がありまして、第2次選考で選ばれた10点のうちから委員の皆様の投票により3点を選考しております。上位3作品について、商標類似の調査を行った上で、次回の協議会今回の協議会でございますが、最終選考を実施することといたしております。

次に、その他として、穂積委員より、新市の区域の確認と各市村の状況を知るために委員の中で研修を行ってはどうかというような話がございました。議長の方から、バスに分乗して4市村を回り、各地域の視察をするという提案でよいかとの確認がありまして、研修会の実施について各委員に諮り、了承をいただいております。

なお、日時、内容等については、事務局に一任することとなったところでございます。

報告第45号については、以上でございます。

議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま説明がございました報告45号について、ご意見、ご質問がありましたらお願いをいたします。

（発言する声なし）

議長（成井英夫会長） ないようでありますので、報告第45号について事務局の報告のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） ご異議ないようですので、報告第45号 第17回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨については、報告のとおり承認することといたします。

次に、報告第46号 町名・字名の取扱いの具体的調整についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

加藤次長。

事務局総括次長（加藤俊夫） 事務局総括次長の加藤と申します。よろしくをお願いいたします。

会議資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

報告第46号 町名・字名の取扱いの具体的調整についてご説明を申し上げます。

座って説明をさせていただきます。

町名・字名の取り扱いにつきましては、昨年11月10日に開催されました第9回協議会におきまして調整方針が確認をされたものでございます。内容としまして、1つとして、町・字の区域は現行のとおりとすると、2つとして、町・字の名称については大字表記を削除した名称に変更するものとする。3つとして、この5ページの中段にございますように、3番として合併前の白河市の区域においては、字表記についても削除した名称に変更するものとする。この場合において、大字名と字名が重

複する場合には次のとおりとする。ただし、大字表記及び字表記削除後の名称が他の字名と同一となる場合においては、合併時まで調整するものとするというふうにされたものでございます。

このうち、3番のただし書きの部分、大字表記及び字表記削除後の名称が他の字名と同一となる場合には合併時まで調整をするという内容につきまして方針が確定をいたしましたので、本日報告を行うものであります。白河市におきましては、これまで白河市字大久保^{おおくほ}に係る地元の町内会、それから関係地権者等に対しまして説明会を開催して意見の調整を図ってきたところでございます。このような中で、字大久保の字名につきましては新大久保^{しんおおくほ}とすることで地元との合意がなされたというところでございますので、今回その旨、協議会に報告をしたいということでございます。

なお、白河市大字大久保^{おおあざだいあさくほ}につきましては、協定項目の確認内容どおり、大字及び字表記を削除しまして、白河市大久保^{だいくほ}という表記となるものでございます。

また、新市における住所の表記の変更、それに伴う各種手続の要不要につきましては、住民の皆様方に大変関係の深い事項でもございますので、この後、協議事項の中で説明をいたします暮らしのガイドブック、仮称でございますけれども、この中に記載をしまして、住民の皆様方に周知をしております。

なお、住所表記の新旧対照表につきましてはこの資料の6ページから7ページに記載をしておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

報告第46号につきましては、以上でございます。

議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま説明がございました報告第46号について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（発言する声なし）

議長（成井英夫会長） ないようでございますので、報告第46号については、ただいま説明のありましたとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） ご異議ないようですので、報告第46号 町名・字名の取扱いの具体的調整につきましては、報告のとおり承認することといたします。

次に、報告第47号 消防団の取扱いの具体的調整についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

鈴木次長。

事務局次長兼調整班長（鈴木昌美） 事務局調整班、鈴木でございます。座って説明させていただきます。

資料の8ページをごらんいただきたいと思います。

報告第47号 消防団の取扱いの具体的調整についてということでございますが、消防団の取り扱い

につきましては、昨年8月10日の第3回協議会におきまして、ここに記載しております協定項目の確認内容のとおり承認をいただいております。組織体制について合併時まで調整するとなっておりますが、このたび調整が調いましたので、本日報告を申し上げるものです。

9ページの方をごらんください。

現在、4市村においては4つの消防団がございますが、合併時11月7日におきましては、現在の消防団の組織をそのまま維持しまして、連合団を結成して新市の消防団とするということでございます。これにつきましては、平成17年11月7日から平成20年3月31日までの2年5カ月に限って、この連合団方式で消防団を運営するというところでございます。

主な調整方針の内容ですが、下に記載しておりますけれども、まず1番、組織体制は合併時から平成20年3月31日までの期間に限り連合団方式とし、平成20年4月1日より連合制を廃止して1団として再編するというところでございます。そのため、平成20年4月1日の1つの消防団の組織については、平成20年までの期間において今後、新市として消防団と協議しながら再編を検討するということとなります。

2番ですが、連合消防団長は4つの消防団長のうちの1名が併任するというので、連合消防団長を4人の中から1名併任するという形になります。そのため、5人の団長ではなくて、あくまでも消防団長は現在4市村ございますが、4名ということになります。

3番ですが、指揮命令系統については、連合消防団長から各消防団長を通して一元化するということです。

4番、団長、副団長、分団長、副分団長の任期は4年とする。ただし、特例として、合併時には平成17年11月7日から平成20年3月31日までの2年5カ月とするということです。

消防団の階級については、ここに記載のとおり7つの階級ということで、これまで消防団等の協議も踏まえまして、合併時は消防団員の組織の運営に支障を来さないよう、まず合併時は連合団制で編成をしまして、2年5月後に1つの消防団に再編するというので調整が調いましたので、本日報告申し上げます。

以上です。

議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま説明のございました報告第47号について、皆様方からご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） ないようでありますので、報告第47号について、ただいま説明があったとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） ご異議ないようですので、報告第47号 消防団の取扱いの具体的調整につ

いては、報告のとおり承認することといたします。

次に、報告第48号 各種事務事業の取扱いのうち窓口関係事務の具体的調整についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

鈴木次長。

事務局次長兼調整班長（鈴木昌美） 資料10ページをごらんいただきたいと思います。

報告第48号 各種事務事業の取扱いのうち窓口関係事務の具体的調整について報告いたします。

この取り扱いにつきましては、昨年9月9日、第5回合併協議会で承認をいただいております。そのうち、下に協定項目の確認内容を記載しておりますが、日曜窓口及び時間延長等については合併時まで調整するという、それから、3番に、差異のある手数料等については合併時まで調整するというになっておりましたので、これらの調整が完了しましたので本日報告するものです。

まず、11ページの方をごらんいただきたいと思います。

日曜窓口それから時間延長等の直接的なものではないんですが、関連するため報告申し上げるものでございますけれども、現在4庁舎の庁舎管理につきましては、この11ページの3段目に記載のとおり、それぞれ宿日直の業務を委託しているところが白河市と表郷村、大信村と東村については、大信村は日中、夜間とも機械警備、それから東村については日直のみ囑託員を配置して夜間については機械警備という状況になっております。そのため、一番上の欄になりますが、戸籍の届け出等につきましては、これは24時間受け付けすることとなっておりますが、白河市については日直の警備員が受領するという体制になっております。表郷村は、同じく役場内の守衛が受領するというになっておりますが、大信村と東村につきましてはそれぞれ担当者が役場の方へ出勤しまして、そこで届け出者から受領するというような体制になっております。

それから、火葬、埋葬等の許可に対する対応ですが、これにつきましては白河市のみが日直の警備員が届け出に基づき許可証の発行を行うということになっておまして、それぞれ日曜日でもその都度警備員が対応できるという体制になっております。表郷、大信、東につきましては、その都度届け出者または守衛等から連絡をいただきまして、職員が出勤して、その場所において届け出の許可証の発行を行うというような体制になっております。

このように庁舎の警備の体制、それから4市村の日曜それから夜間の届け出の受け付け、許可の発行等の体制が一律ではないということで、合併後におきましてはこれらの届け出に対する対応を一元化するために、下の調整方針にありますように、合併後の庁舎管理については本庁及び各庁舎とも警備員を配置して管理し、警備員の業務は現白河市の業務内容とするということで、現在の白河市の業務内容といいますのは、戸籍の届け出、火葬・埋葬の許可等の時間外受け付けをすべて行うという調整方針でございます。

これによりまして、今後新市として合併した場合、職員の居住地が現在の4市村全域ということが考えられますので、その場合、夜間それから土日において職員を呼び出して、その都度受け付け、届け出をさせるということで、住民の方に今までご迷惑をおかけしていた部分が今後は解消できるかなという考え方をしております。

次に、12ページになりますが、休日窓口それから窓口時間延長の関係です。

これらにつきましては、現況はここに記載のとおりとなっております。休日窓口は白河市と東村で現在実施しております。窓口時間延長は大信村で実施しております。表郷村につきましては、現在、証明書の自動交付機が設置されております。証明書の自動交付機につきましては、合併後も表郷庁舎に配置するという事でこれまで確認されておりますが、現在4市村におきましてはそれぞれ住民基本台帳ネットワークに加入しております。これは総務省の所管による地方自治情報センターが基幹となって運用しているものでございますが、合併後にネットワークシステムの切りかえが必要になってまいります。合併前の4市村の時点ではこのネットワークの切りかえ作業はできないという総務省の考え方がありまして、合併後、新市になった段階で現在のネットワークシステムを停止して、その次点でシステムの統合作業を行うということになります。そのため、合併後の一定期間につきましては、住民基本台帳ネットワークが稼働をできないということが1点ございます。

それから、この住民基本台帳ネットワークシステムが統一された後に、表郷庁舎に配置する証明書自動交付機との接続作業、それからシステムの統合、統一作業が発生します。そのため、合併後のおおむね約2カ月間程度につきましては、この表郷の証明書自動交付機の利用ができないということになります。そのために、休日窓口それから時間延長等の調整につきましては、下の調整方針のとおり確認したところです。

まず、日曜窓口につきましては、当面本庁舎及び東庁舎において現行の業務内容にて実施するという事。それから、表郷庁舎については、証明書自動交付機が設置されるまでの間、暫定的に日曜日の8時半から12時までの日曜窓口を開設し、住民票と印鑑証明書の交付事務を実施するという事で、2カ月間程度、証明書自動交付機が利用できなくなりますが、暫定的に日曜窓口を開設して、できるだけその不便さを解消するという考え方でございます。それから、大信庁舎の窓口時間延長につきましては、当分の間、現行のとおり実施するという事で、結果として4庁舎、それで若干体制が違って来るわけなんですけど、これらにつきましてはこの窓口の取り扱いは、これまでのそれぞれの地域の実情や経過等を踏まえてこのような体制で行ってきたという経過がありますので、当分の間、現行のとおり実施していくという考え方でございます。

次、13ページ、手数料一覧の方でございますが、ここに手数料の統一した金額を載せております。現況がございまして、一番右側に合併後の金額を記載しております。

主なものについてご説明いたしますが、13ページの税務証明の中の固定資産関係の証明がございまして、ここにございますようにそれぞれ4市村で1筆の取り扱い、それから1枚の取り扱い等が若干

異なっておりました。そのため、これらにつきましては合併後は内容の統一を行いまして、証明書1枚につき200円とするということで統一を図ったものでございます。

それから、区分の4段目にその他というのがございますが、その他の欄の一番下に督促手数料がございます。これは現在白河市のみ50円ということで、あとの3村は100円になっておりますが、これは100円に統一するということです。

基本的に、この手数料につきましては税務関係証明手数料、それから戸籍住民関係手数料が主なものとなっておりますが、特段大きな変化はありませんので、このような形で合併後統一するという結果になっております。

以上です。

議長（成井英夫会長） ただ今の説明の中で一部説明がなかったんですが、正副会長会議におきまして、12ページ、東村さんの毎週日曜日9時から12時を、統一させていただきまして東村さんも8時半から12時となります。

次に、一番下の職員は超勤対応とするを代休と変えさせていただきます。

あと、12ページ一番下の調整方針の中におきまして表郷村さんの件が書いてありますが、暫定的に日曜日の8時半から12時までの日曜窓口は、これも代休として処理をさせていただくということで統一が図られております。

それでは、ただいま説明がございました報告48号について、皆様からご意見、ご質問をお受けいたします。お願いいたします。

（「なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） よろしいでしょうか。特にご意見がないようでございますので、報告第48号については、事務局から説明がありましたとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） ご異議ないようですので、報告第48号 各種事務事業の取扱いのうち窓口関係事務の具体的調整については、報告のとおり承認することといたします。

次に、報告第49号 各種事務事業の取扱いのうち上下水道関係事業の具体的調整についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

鈴木次長。

事務局次長兼調整班長（鈴木昌美） それでは、資料15ページをごらんいただきたいと思います。

報告第49号 各種事務事業の取扱いのうち上下水道関係の具体的調整についてでございます。

これにつきましては、昨年9月9日、第5回協議会において上下水道事業に関する事務事業については協議確認をいただいております。そのうち、手数料等につきまして合併時まで調整するとなっております。本日その調整結果を報告するものです。

16ページ、17ページをごらんいただきたいと思います。

水道事業の中で、上水道事業につきましては白河市、表郷村、東村、簡易水道事業につきましては白河市、大信村で事業を実施しております。手数料についてなんですが、4市村の現況がこのようなになっておりまして、その合併後の調整結果が一番右側の欄になります。そのうち、一番上に上水道事業の設計審査手数料がございます。その下の欄に工事検査手数料がございますが、これまでは一番上限を10万円以上となっていたものを、10万円以上100万円未満の欄を1つ設けました。その上に、100万円以上と区分を追加しまして、新たに手数料金額を設定したというものでございます。

工事検査手数料につきましても同じです。設計審査手数料と工事検査手数料はこれまでも同じだったんですが、今の10万円以上100万円未満、それから100万円以上の欄を新たに設けたということです。

これまで分岐立会料が明確になっておりませんでしたので、今回から無料ということで規定を明確にしたものです。

簡易水道事業におきましても、上水道に準じまして、設計審査手数料それから工事検査手数料の区分を新たに追加したという内容でございます。

以上です。

議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま説明がございました報告49号につきまして、皆様からご質問等がありましたらお願いをいたします。

（発言する声なし）

議長（成井英夫会長） ないようでありますので、報告第49号につきましては、ただいま報告のありましたとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） ご異議なしということですので、報告第49号 各種事務事業の取扱いのうち上下水道関係事務の具体的調整については、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、協議第75 - 2号 新市の市章についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

鈴木次長。

事務局次長兼調整班長（鈴木昌美） 協議第75 - 2号について説明いたします。

資料の18ページをごらんください。

新市の市章について。

新市の市章に関する市章候補最終選考会を、次のとおり実施する。

第3次市章候補選考会において選考された市章候補3作品について、本日、合併協議会委員の投票による最終選考を実施し、新市の市章を決定するというものでございます。

20ページをごらんいただきたいと思います。

これは以前にもお示ししておりますが、新市の市章の候補の作品選考手順です。まず、本年の5月24日、第16回協議会におきまして、新都市章の募集要領につきまして協議会において協議決定をいただき、その決定内容に基づいてこのような作業手順で本日まで作業を進めてまいりました。第1次選考で、事務局それから幹事会で行いまして、7月22日に第2次選考を行いました。同日、第17回協議会において第3次選考を行い、3作品を選考しまして、その後、類似商標等の調査を行い最終選考を行うということでございますが、類似調査につきましては、本日その調査報告書をお手元の方にお配りしてございますが、調査の手法等については後ほどごらんいただきたいと思いますけれども、調査の結果につきましては、最終選考対象作品の3作品については同一のものが他の市町村章や商標等に使用されていないと確認できましたので、この3点にて最終選考を行うというものでございます。

本日、皆様のご了解をいただきまして、この後に投票により最終選考を行うというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

皆様方には、この図形調査の結果は最初から行ってませんよね。少し時間をとりますから、内容をよく見ていただきたいと思います。

（暫時休議）

それでは、ただいま事務局から説明がございました協議第75 - 2号につきまして、皆様方からご意見、ご質問がありましたらお願ひをいたします。

辺見美奈子委員。

辺見美奈子委員 座ったままでよろしいでしょうか。

議長（成井英夫会長） どうぞ。

辺見美奈子委員 大変申しわけないんですが、市章の公募というのを協議会の中で進めてきたことに関しては本当に心から敬意を表しているんです。実は、私、白河の代表といたしまして、この市章の審査の中に加わらせていただきました。正直に言いますと、本当に100点の中から選んでくださいと言われたときに、例えば、この4市村の歴史的な背景、位置づけを含めた作品があるのかなという思いで期待をして審査会に臨みました。審査する前に、担当職員の方から、おひとりで13点以上応募した方がいらっしゃいました、それからおひとりで5点から6点応募された方が多数おりましたという中で、作品100点を見させていただきまして、正直に言いますと、本当に心打たれる作品がありませんでした。

市章の公募に関して、最初に新市の名称という公募がありましたが、そのときに現在の市名も含むというのがあったんですが、そのときに多分、この市章もそういうのがあるのではないかなというふうな思いが、何か心の中にありました。今回改正になって、新しくこの協議会の委員になったんですが、実際その100点の中に将来の白河市を思うような、例えば市章に対しての思いとかいうのがない表示の方がたくさんありまして、今回のこの3点の中も改めて見させていただきますと白河市の

「白」をデザインをしたというのが、この3点も大体そんな内容だったんですが、本当に果たしてこれからの未来を担う子供たちに残す市章としてどうなのかなと考えたときに、実は前回からずっと自分なりにいろいろと考えがめぐってきまして、本当に苦しいんですけども、あえて提言させていただけないかなというふうな思いで、きょう発言をさせていただきました。

本当に公募という、全国公募という経過を含めて、この市章を公募してきました。それには本当に重いものがあると思います。しかし、この4市村の、本当に苦渋の選択をしながらでも合併をしていかなければならないという中で、市章として本当にどうなんだろうかと。私自身も、それから白河市議会も実は二度ほどこのことに関して会議を開かせていただきました。

それで、審査会のときに、実は表郷村の議長さんから、どうして、辺見さん、白河市のもとの市章を出さないんだいと言われたんです。そのときに、私は余り合併協議会の中で、ものを言わないようにするのが本当はいいのかなと思っていたんですが、実は表郷の議長さんから、もとの白河市の市章の方が断然いいんじゃないかと言われたときに、もう一度皆さんと白河市という名称がなったんなら、市章に関しても旧白河市の松平定信公の紋章を使った梅鉢の市章を、この4市村の時代背景の中での紋章としてもう一度この中に挙げてはいただけないものか、考えていただけないものか提案するものなんですが、皆様のご意見をお聞かせ願いたいというふうに思います。

実はこの市町村合併、一番の根拠が財政問題だと思います。結果的にこの市章が新しくなることで、今道路や何かに書いてある市章もすべて変えなければならない、莫大な経費がかかるだろうと。この市章を決めるときに、本当に納得して決められるものであるならばというふうに思うんですが、そういうことも含めて、もう一度この市章、白河市の市章をテーブルに上げていただけることはできないかを述べさせてもらうものです。

議長（成井英夫会長） ただいま発言のありました要旨につきましては、100点の中に心打つものがない、そういう中におきまして、公募の意味は十分に理解し重さもわかるけれども、現在の白河市の市章というものも1つのものとして取り上げていただけないかということだろうと思います。

ほかにご意見があって、それも一緒に討議が必要となる場合には、ここで皆様の方からご意見をお伺いいたします。

深谷美佐子委員。

深谷美佐子委員 表郷の深谷です。

結局、公募というもので決めようとして大々的に打ち出してしまったために、白河の今の市章があったとしても、結局公募で決めるというふうに決めてしまったものに対して、その白河の市章を挙げてこなかった、この3つで選んだものにもなかった、100点の中にもなかったということを考えても、今さら白河の市章が、歴史的なことを考えればいいのかもしいけれども、では、なぜ前のときに、こういうのも挙げてほしいというような意見が出なかったのか。

みんなで決めて納得してこの3つになった時点で、いざ最終的な決断をするときに、100点の中に

もなかったものに対して、挙げて、審議して、もしそれが決まったとしたら、全国に公募します、それで決めますと言った約束事が守られないというふうになってしまったときの、住民に対する説明をいかにするかということもきちんと考えた上でやらないと、安易に歴史的な意味合いもあるから載せてほしいだけでは、筋が通らないのではないかと私自身思います。そういうものが挙がるのであれば、実際それをここに載つけるのではなくて、もう一度公募をするしかないと思います。

議長（成井英夫会長） 荒井一郎委員。

荒井一郎委員 表郷の荒井です。

今白河市市章を、あれば提示してもらいたいと思います。この公募の段階では比較対象にならなかったのも、多分出なかったのではないかなと思います。

議長（成井英夫会長） 市章を提示していただきたいというご発言について、提示することはやぶさかではございませんが、少しだけお時間をいただきたいと思います。

それでは、提示についても、全体的な皆様の中からお意見等をお伺いした後に決定をさせていただきたいと思います。

そのほか、ご意見がございますか。

金内委員。

金内貴弘委員 白河市の金内です。

私も、深谷美佐子さんのご意見に賛成します。この話を出してくるのであれば、まず順番が違う。この土壇場になって、最終決定の段階で気に入ったのがありませんでしたから、やっぱりこっちにしますというのでは、この公募を見て、一生懸命白河の歴史とか名前とか調べて、市章を考えて応募してくれた何千点の皆さんにどのように申し開きするのか、大変失礼な話だと思います。初めから白河のものと市章を加えるのであれば、それは構いませんけれども、もう最終的に公募したものを絞るといってこんな話が出てくるというのは、僕は全くおかしい話だと思いますので、辺見さんのご意見には反対します。

議長（成井英夫会長） 辺見委員。

辺見美奈子委員 今、初めて配付された新市の市章の図形の調査結果を多分皆さんも見たとおもうんですけども、まさしくこの3点が大体ほとんど類似している作品がたくさんあるということがわかったとおもうんです。例えば、全国公募したとしても、例えば直木賞にしる何にしる、公募の中に優秀賞がありませんでしたということだってあり得るんじゃないんでしょうか。

審査員になったときに、消去法で私もこの中から何点か選ばなくちゃならないのかというふうな思いで消去法でやってみました。でも、実態は本当にどうなのかと、今もう一度再度考えることができるならば、ここで考えることができるなら考えてもいいんじゃないのかなという思いなんです。

このほかに、やっぱりマイルドセブンの商標とか本当に皆さん似ているので、私もパソコンをやるからわかるんですけども、パソコンでちょっといじくと、これは何点でもできてしまうという作

品だと私は思うんです。

だから、確かに公募という重みはすごくわかります。全国公募をかけた、そしたら公募をした意味がない、全国的にじゃ白河市が批判されるだろうというふうなこともあるんですけども、もし考えられるなら、本当にその公募のときに旧市村の市章もというふうにすればよかったんだと思いますけれども、それも含むのかなというふうな認識をしてしまったというのが一番私たちにも問題だったのかなというふうに、後で調べていくと、それを1行書かなかったと、法定協の中で了解したのでそれでいいというふうに進んでいきましたと言われてしまったということで、そういう思いなんです。

議長（成井英夫会長） この点については、大変今後の白河市のシンボルでございます。深谷美佐子委員並びに金内委員のおっしゃっていることも大変ごもっともなお話だと私も思います。そういう中におきまして、これを全員の方にどういう思いがあるのかだけをお伺いしていきますので、簡潔にまとめていただきたいと思います。事務局はきちっと筆記をしてください。その後で休議をかけますので。

それでは、お願いをいたします。

それでは、矢田部委員の方からお願いします。

矢田部兼一委員 私は、市章は新しくするものだという前提で今までやってきましたけれども、今の辺見委員の話を聞いて、それも考えられるなというふうに思いました。

以上です。

議長（成井英夫会長） 金澤委員

金澤幸子委員 この公募の選考委員会というのが2回ほどあったとお聞きしましたけれども、その話し合いの中で、先ほどの白河市の辺見さんの意見ということは出なかったのかどうか、お聞きしたいと思います。

それと、先日100点の中から選んだときに、確かに白河市の「白」という字をモチーフにしたのがかなり過半数というか、ほとんどだと思うんですけども、それはやっぱり白河市の「白」ということを考えているというか、ほとんどの人がその白河市の白を使いたいというふうに統一された意見ではないかと思ひまして、例えば私が公募するときにもそういうふう考えたような気がしますので、私はこの3点の中から選んだ方がいいと思います。

藤田小一委員 私も今、辺見委員さんの言うことも確かにわかります。自分の中で、今どちらが一番いいのかなと思って一生懸命考えているところなんですけど、この市章の候補作品を募るというときに、その前に私ちょっとある人と話したことがあるんですけども、役場の職員さんなんですけれども、現在の白河市の市章は使えないのかなとちょっと話したことがあるんです。いや、せっかく4市村が合併になるんだから新しい市章をつくるのが一番いいだろうということ言われたものですから、それがずっと頭にあって、結局今までの市章は使えないんだとばかり思っていましたので、最終選考、この3つが上がってきたので、この中の1つにすべきなんだろうと今日までは思っていました。

ただ、辺見委員さんの意見も、なるほどなと今思っているところであります。

以上です。

議長（成井英夫会長） 先ほど金澤委員の方からお話がありました、2回の意見の交換の中において現市章の話が出なかったかというお話ですが、私の記憶ではございませんでした。

それで、公募という道をまっしぐらに走ってきたことは事実でございます。その中において、選考しようという、そういうふうな流れで来ました。これが2回とものお話でございました。そういう点で、辺見委員の意見がなかったかと言われた場合には、現実的に出ていなかったと私は記憶しております。ですので、今までの討議の中では初めて出た意見でございました。

正副会長会議の中においては、この白の字とか、あとはさ、し、す、せ、その「し」ですね、あとは「S」とか、そういうものだけを見たとき、自分としまして心の中には、鳥とか木とか花とか、それを全部まとめてからという気持ちも起きたことは事実です。しかし、そういう討議は一回も私も出ませんでしたので、これは今初めての意見でございます。そのとおりで来ております。

遠藤委員。

遠藤公彦委員 私も選考委員会の一員だったんですけども、とりあえず公募と一応決めて、それに基づいてすべてここまで進んできたということに関しては覆せないと思います。そういう意味では、類似点とか、そういった問題もあるかと思えますけれども、私は金内委員と深谷委員の意見に賛成です。

議長（成井英夫会長） 鈴木委員。

鈴木勝則委員 私は、あくまでも新市の誕生のわけですから、旧市の市章を持ち出すということは、東村、大信、表郷もあるわけですから、あくまでも新しい市章を選考するべきだと思います。

議長（成井英夫会長） 添田委員。

添田潔恵委員 私も、公募と銘打って全国から数多くの作品をいただいて選んできたわけですので、やはりこの3作品の中から選ぶべきだと思います。

以上です。

議長（成井英夫会長） 橋本委員。

橋本良示委員 この3つのうちから選ぶべきだと思います。

以上です。

議長（成井英夫会長） 添田委員。

添田勝治委員 添田であります。

各委員からいろいろな意見を頂戴いたしました。辺見委員の意見もすばらしい意見だとしております。けれども、前回の選考会するとき、辺見委員からそういう声が、意見が出れば、各委員の皆さんもそれなりに検討したと思えますけれども、金内委員の方からも言われました、何カ月とかかって全国に公募をして選考をしたんだということで、委員の皆様も真剣に討議したと思っております。対象作

品の中にも、デザインの趣旨を読んでもみますと白河に対しての未来のいろいろなことが書かれています。私としてはこの3点から選考するのが一番いい結果じゃないかというふうに考えております。

以上です。

議長（成井英夫会長） 鈴木克彦委員。

鈴木克彦委員 3点の中から選んだ方がいいと思います。

議長（成井英夫会長） 深谷委員は3点でよろしいですね。

緑川委員。

緑川正年委員 基本的に、市章というのは応募で選びましょうということで進んだわけでございまして、私もそれに従って行動をともにしてきたつもりでございます。そうした中で、辺見さんから出た意見というのは、協議会としては採用すべきかなという疑問を持ちました。私は、最終的にはこの3点の中から選んでいただきたいというふうに考えております。

議長（成井英夫会長） 滝田委員。

滝田知守委員 滝田です。

1市3村が合併して新しいイメージで出発しようということで、この公募を全国に出したわけなんです。それで、前回3作品を選考して、その中でいろいろなことを書いています。白河市はこういうイメージで、これから進むのにこういう応募をしましたというような意見が載っていますので、この公募どおり3点から進めていけばいいと思います。

以上です。

議長（成井英夫会長） 和知委員。

和知幸男委員 和知です。

私も、1市3村の合併というような新しい未来に向かって席上、やっぱりこの応募の3点の中から選んでいった方が一番いいんじゃないかと思います。

議長（成井英夫会長） 金内委員は3点の中ですね。

和知委員。

和知玲子委員 私は、途中からこちらの合併協議会の方に参加しましたので、その経緯は存じ上げていないんですけども、たしかこの市章の選考のときに、現白河市章は使わないというか、それを除いた作品をとという話を聞いたような気がするんですけども、それはどこから聞いたのか定かではないんですけども、事務局ではないんですけども。もともと白河市の市章も含む含まないという話はなかったのかもしれませんが、もし白河市民がこちらの現市章を応募したとしたら、それを選んだ人もいるはずではないかと思うんですけども、そう考えるともともと梅鉢の市章は応募作品の中になかったのかなというふうにちょっと不思議に思います。

ただ、白河のもとの市章を登録商標になっているということで外すということであれば、これはもう覆せないことなのかなというふうに思います。私も、最終的にはこの3点の中から選ぶのが適切な

のかなというふうに思います。

議長（成井英夫会長） 今の話の中において、公募をするときに現市章を使っていいかどうかという文があるのかどうか、ちょっと調べておいてくれませんか。

柳委員。

柳 恵子委員 選考委員の一人として、作品100点の中から10作品に絞る過程に携わりました。正直言って、この中から3点選ばれるんだという思いだけで10作品を選んだんですが、私は別の角度から、この作品1と2が余りにもいろいろなところで色も形も似ているので、正直驚いています。そういう形の中で、これを白河市のシンボルとして選んじゃっていいのかなという疑問が今残っているんですが、別の角度から、例えばこの作品3つ、あるいはもれた作品の中で、もう少し白河市に係りのあるデザイナーか誰かに想いを込めて作品を修正してもらうことはできないのだろうかと思うのですが、それはどうなんでしょうか。

議長（成井英夫会長） 修正は、ある程度は可能だと考えておりますが、根本的な図案の構成については難しいのかなという気がいたしております。事務局の方で、デザインの関係で見解がありましたらお願いします。

事務局次長兼調整班長（鈴木昌美） デザインにつきましては、必要に応じて、全体の構成は変えず、若干線の流れを修正するとか、構成を変えない程度にデザインの趣旨を損なわない程度の補正するという前提にはなっております。

柳 恵子委員 ありがとうございます。

とにかく、出てきた商標を見て、大変類似点があるということで驚いております。

大越喜平委員 私は、この前の合併協議会、東村の中央公民館でやられたとき、この白河市章のいっぱい置いてある中で、見れば大体同じような状況の中で、目がくらむような、そこに私自身も協議会の一人として携わっておるわけですが、白河市の本当の市章がなかったということに対して、また、大信村、東村、表郷村などの、その市章も私なりに個人的にいろいろ考えながら、この新市の合併に対して本当にどういう市章がいいのかと私自身も考えておったけれども、やはり大信、東、表郷と合わせて、白河市というものにふさわしいものはないかと思ってはいましたが、なかなか私自身も把握できなかったものでございますが、私自身といたしましては白河市の本当に優しい梅の花のやつがやっぱり愛着でございますので、やはり一番には3村の協力が得られれば、ぜひとも白河市の市章を使っていたきたいと、このように思うわけでございます。

議長（成井英夫会長） 和知委員。

和知繁蔵委員 和知です。

今までは、この応募した中から選ばなくちゃならないということで来ましたが、先ほど辺見委員のお話を聞いて、これも一理あるなど、きょうここで決めちゃって後で悔いが残るんじゃないかなというふうに私も思っていますので、これはもう一度考え直してはどうかなと、私はそう思います。

議長（成井英夫会長） 藤田委員。

藤田久男委員 東の藤田です。

私は、前回の会議の中で10点の中から選んでくださいということがありましたので、その中から選んだわけですが、先ほど出ました柳委員さんのように、もしできるならば修正をしてやったらどうかという考えを持っております。

以上です。

議長（成井英夫会長） 穂積委員。

穂積栄治委員 私は、結論から言えばこの3点から選ぶべきだというふうに思います。選考委員の一人として選ばれた作品を見たわけですが、その中で、やはり十分に審議して、そして各委員さんが選んだこの白河市の3つの市章案、これは大変意義があると思います。そして、確かに辺見委員さんが言われるような主張も大変理解できるわけですが、反面、新しく市民になる方々にはやはり新しい市をつくっていこうという、そういう強い思いも持っておることは確かです。そういう思いを考えますと、やはり新しい市章というものは将来に向かっての一つの希望のしるしだと思いますので、私はこの3点から選ぶべきだと思います。

議長（成井英夫会長） 我妻委員。

我妻茂昭委員 いろいろのご意見が出されているようでございますが、基本的には私はこの3点の中から選出していただければと、こう考えておるわけでございます。経費削減の中から言うと白河のやつもいいのかなと、このようにも考えるわけでございますが、新しく選ぶことが合併の基本だという形でも考えられるわけです。こういった形の新しいマークではございますが、これも選ばなければいけないかなと、こう考えておりますので、ひとつこの3点から選考をお願いします。

議長（成井英夫会長） 矢口委員。

矢口秀章委員 私、基本的に美的センスがゼロでございますので、どのマークがいいかというのは全く自信がありません。ただ、この協議会でここまで決定した事項が、急激にそういう提案を受け付けて、新たな結論を出すような会議になっちゃっていいのかなという、そっちの方をむしろ心配しております。当然約束どおり公募の中から選ぶべきだと思っています。

議長（成井英夫会長） 十文字委員。

十文字忠一委員 私、白河の十文字と申します。

先ほど、うちの辺見委員の方からお話しありましたとおり、私はそれに賛成するわけでございます。実は私、ことしの8月に御坊市に行ってきたんです。あの地域は梅の産地ということでございまして、たまたま御坊市役所に行きましたら、白河市のこの市章のことについてちょっとお話しになったわけなんです。大変すばらしい市章ですねというお褒めのお話をいただいたんですが、そういう中で、やはりこの白河市もいろいろなことから考えますと、現在の市章も検討する余地があるのかなというふうに考えております。

議長（成井英夫会長） 西村委員。

西村 栄委員 東村の西村です。

私も、選考委員の一員でありました。そして、2回ほど100点から10点にと、10点から3点にという中で審査をしたわけでございます。公募をして、そして選考委員が各市村から出まして、現在に至っているわけです。辺見さんの言うことは確かにわかりますけれども、今になってこれをやり直すという、だれが責任をとるのかなと私はこのように思うので、新しい出発だからやはりこの3点の中から選ぶべきと私は思っております。

以上です。

議長（成井英夫会長） 荒井委員。

荒井一郎委員 表郷の荒井です。

先ほども申しましたように、私は現在の市章を完全に把握していないんです。それで市章を提示していただきたいと言ったんですが。あの市章はやはり落ち着きがあるといったら変ですが、誰にもなじんで、見て見栄えのする市章だと思います。確かに公募したこれもいいんですが、ちょっと考えが古いかしれないけれども、これはちょっと安定性に欠けるんじゃないかなというんで、現在の市章がいいと私は思います。合併協でここまで協議してきて、どうやりようもないというんでは、これはどうやりようもないということは神様でもどうやりようもないんだろうから、あきらめるしかないんですが、私は現在の白河市の市章を使っていたきたいと思います。

以上です。

議長（成井英夫会長） 大高委員。

大高正人委員 私は声が大きいもんですから、マイクは要りません。

実は、皆さんご承知と思うんですが、確かに公募ということで今さらどうなのかという意見もありますけれども、たばこのマークで知っている人がいると思うんですが、この真ん中のやつはそっくりなんです、色があれなんです。最近、こういうあれがほとんど流行なんです、時代で。いわゆる、たばこも全くこの真ん中と同じようなのを使っていますね。それから、あと一つは若干似ているんでちょっと違うんですが、東白川農業協同組合というのがありますね。そのマークも頭に星がついて、ここに載っているような形になっていますね。

もう今はほとんど合併問題で専門にこれを行っているんです、全国のやつをもう10も20もやっているんです。そういうことが1つ載っていて、それから十文字議員も言っていました、私も今から10年くらいになりますか、鹿児島に行ったときに、白河さんのマークは大変立派なマークですねと、私はそのときに、うちの方は皆さんご存じのとおり、松平定信公というのはまだ知らないか知りませんが、非常に殿様が白河を愛し、梅を愛したというところからこれが生まれて、そこにそれを残し、そして白河を入れて梅鉢ということでこれができているわけで、合併しても白河の名前と歴史はやっぱり残さなくちゃならない。やはり西郡も一つの枠でございますから、私はやはり今、全くほと

んどここ2, 3年5, 6年育ったと同じような、ちょうど似たような、だから私はそういう意味では白河は慣れているから自分の方と言われるかもしれませんが、今までのずっとしたところの流れからすると、やはり梅鉢を型どった現市章で、できればそうしていただきたい。

しかし、やっぱりここまで公募をしたんですから、作品が悪いからだめだなんて、やはり選ばれた3点は優秀な作品です。優秀ではあるけれども、やはりそれとして白河の方がなお良いというふうになればと。

あと一つは、公募したから絶対にだめなんだというわけじゃない。やはりこれは将来の、ずっとこれからいくわけですから、これは青、赤、緑、理由をつければ、これが解釈としていろいろ使います。でも、やはりそういう意味からすれば、ここまで来てこうだからではなくて、やはり将来を考えて、あのときこうで、決めたということじゃなくて、やはりそこらを酌んでやる必要があるんじゃないのかなというように私も思う一人でございます。

以上です。

議長（成井英夫会長） あとは、幹事の方は省かせていただきます。

ただいまご意見を伺いました、先ほどの和知玲子委員のご質問について調べましたか。

鈴木次長。

事務局次長兼調整班長（鈴木昌美） 新市の市章候補の選考基準ということで、これまで提示して確認いただいてきた内容の中に、1番の選考基準の（5）番に、自作の未発表作品で、他市章、他商標等と類似しないものであることという規定が盛り込んであります。

以上です。

議長（成井英夫会長） 今のお話で、よろしいですか。

未発表で他市町村であれば、該当しないということですよ、だめだということの意味するんですよ、文章から読み取るとすれば。

今、事務局からお話をしていただいたわけですが、かみ砕いて言えば、商標登録されているマーク、そして現在使われている市町村の章旗は使えないということですよ。そういうふうな理解でよろしいんですか、事務局。

（発言する声あり）

議長（成井英夫会長） そういうことですね。

それでは、暫時休憩をいたします。

午後 2時53分 休議

午後 3時 4分 再開

議長（成井英夫会長） それでは、再開をいたします。

ただいま、正副会長及び幹事において意見の調整を行いました。その中におきまして、現在までの協議会での経過並びに公募、そして、ただいま皆様のご意見等を拝聴し、総合的に勘案いたしまして、

3点の中から最終選考を行います。

それでは、ただいまより最終選考を行いたいと思います。

事務局で進行をお願いいたします。

事務局次長兼調整班長（鈴木昌美） それでは、最終選考を始めさせていただきます。

ただいまから選考票をお配りしますので、若干お時間をいただきたいと思います。

それでは、これまでの選考基準に従いまして最終選考を進めたいと思います。

今お手元の方に、市章候補作品選考票をお配りしてございます。右側の方にそれぞれ委員氏名が書かれていますので、ご確認をいただきたいと思います。事前に配付しました最終選考作品3作品に、1、2、3と番号を振ってございますので、自分が選考したい作品について1つの番号をご記入いただきたいと思います。

若干時間をとりまして、記入の後に事務局の方で回収に回ります。よろしくをお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは回収させていただきます。

議長（成井英夫会長） それでは、結果を事務局の方からお願いいたします。

事務局次長兼調整班長（鈴木昌美） それでは、投票の結果を発表させていただきます。

本日、出席委員35名です。1番が9票、2番、7票、3番、16票、白票、1、該当なし、2、合計35票です。その結果、3番の作品が16票で最多得票ということになります。

今、作品の応募者名の一覧表を配付しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（成井英夫会長） 皆様の方に選考の一覧表が配付されたと思います。1番が岡山市の方、2番目が北九州市、3番目が那覇市の方でございまして、全員遠方でございます。そういう状況で、3番目の方が選考されました。

それで、皆様の方にお諮りをさせていただきたいと思います。3番目の16票ということで多数を占めたわけですが、この上のところの点々というふうに書いてある部分、ここが大変表示をするときに難しいことではないかと考えているところでございますので、一部デザインの修正につきましてご了解をいただけるかどうか、皆様にお諮りをさせていただきます。この点につきまして、正副会長にご一任をいただいでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

それでは、新市の市章はただいま発表させていただいたとおりでございます。

続きまして、最優秀賞の表彰につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

鈴木次長。

事務局次長兼調整班長（鈴木昌美） 最優秀賞それから優秀賞の新市の市章の表彰につきましては、これまでの説明におきまして、次回の協議会、10月の協議会で表彰するという考え方をしておりましたが、その後、総合的にいろいろ検討しました結果、新市において合併記念式典が予定されます。時

期的にはまだ未定な部分はございますが、記念式典という大きな発表の場でその場で表彰するということが、ふさわしいのではないかという判断がございまして、市章の優秀賞、最優秀賞の表彰については新市の合併記念式典で行いたいという考え方でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（成井英夫会長） ただいま事務局から説明がありましたとおり、市章に係る表彰につきましては、合併後に開催される合併記念式典において表彰した方がよいとの考え方におきまして、正副会長で協議決定をいただいたところでございますが、皆様方のご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

表彰につきましては、合併式典でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） 異議なしということでございますので、合併前の表彰ではなく、合併後の合併式典の中において行わせていただきます。

協議第75 - 2号につきましては、以上であります。

続きまして、協議第76号 地域自治区の区長の職務についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

中島次長。

事務局総括次長（中島 博） 協議第76号 地域自治区の区長の職務についてご説明いたします。

座って説明をさせていただきます。

資料の方は21ページからになりますが、内容につきましては22ページをお開きいただきたいと思います。

地域自治区の区長の職務について（案）となっているものでございます。

その下に、地域自治区に特別職の区長を置く理由（第3回協議会配布資料）というものがございします。これは、記載のとおり、地域自治区の設置に関する協議、あるいは区長の設置に関する協議の際に協議会で配付してご説明したものでございますが、今回改めて、どういうことで区長を置くことにしたのかというのを再確認いただくために、その内容を載せたものでございます。一度説明した内容ですので詳細な説明は省略いたしますが、基本的なポイントといたしましては、旧市町村単位の相互理解が必ずしも十分でない合併後の一定期間、旧市町村の区域を所管する特別の職を設けて、事実上の地域の代表者として、それぞれの地域の意見を反映させながら合併後のまちづくりを進めることを目的としてつくられた制度でございします。

この区長の設置による効果でございしますが、新しくできる合併後の事務所、その事務所内の各セクション間の統括を行うですとか、あるいは合併市町村の長ですとか議員と連携を密にしながら迅速に事務処理に対応するですとか、あるいは地域の事実上の代表者として取りまとめを行い、合併市町村の長や議員に必要なに応じて説明したり事実上の交渉を行うといったような効果を想定したものでござ

います。

当協議会におきましても、こういった目的、効果等を踏まえまして、特別職の区長というのを選択するということを決定的にいただいたものでございます。

続きまして、23ページの方をお願いします。

こちらが具体的な項目別の整理でございますが、具体的なそれぞれの内容につきましては、人事組織プロジェクトというプロジェクト組織での検討を踏まえまして、正副会長会議、幹事会あるいは正副会長間における個別の打ち合わせ等を何度か持っていただきまして、ご検討いただいて、ご了解を得た内容をまとめたものでございます。

個別に説明いたします。

まず、具体的な項目のうち大きな項目といたしまして、政策決定への参画という部分がございます。これは、新市の重要施策、それから基本的な方針等に係る決定への参画という基本的な部分でございます。

その1番目としまして、政策調整会議がございます。これは、新市の事務組織機構の報告のときにも概略をご説明いたしましたが、区長が担当地域自治区に係る運営方針、重要施策の決定、それから新市の施策に係る協議調整に参画する、そのための具体的な仕組みとしてこういった会議を設置して協議、検討をいただくということでございます。

構成といたしましては、市長を初め、ここに記載のような特別職、それから企画政策部長等の主要部長等を想定しているものでございます。

協議調整内容につきましては、予算編成の方針、それから総合計画など基本的な計画の内容、投資的経費の執行計画、それぞれの地域が持っている懸案事項の対応方針といったような基本的な部分について協議、調整をいただくということを想定してございます。

続きまして、2番目としまして地域協議会との関係がございます。地域協議会は、自治区内のそれぞれの地域に置かれますが、その地域協議会の事務局は各庁舎が持つこととなります。区長はこの地域協議会から出された意見等を整理しまして、それらを踏まえて、今ほどご説明した政策調整会議における協議、調整、それから、そういった会議の場だけではなくて、必要に応じて市長、助役等との相談、調整を行うことによって、それぞれの地域住民の声を市政に反映させるという役割を担うというものでございます。

続きまして、大きな2番、予算編成への関与という部分でございます。

1点目としまして、予算編成方針等についての協議・調整ということで、各地域の要望ですとか地域間のバランスなどを十分考慮した予算編成を行うことができるように、区長が参画する今ほどの政策調整会議の場において協議、調整を行った上で、予算編成方針ですとか投資的経費の執行計画など、予算編成に当たっての基本となる方針を定めると、そこに区長が参画するというところでございます。

2番目としまして、各庁舎における予算要求の調整・総括ということです。

今申しましたように、予算編成に当たりましては、その基本となる部分についてきちんと区長が参画して整理をするということでございますので、実際の予算編成作業の流れは本庁各課ごとの流れによって行うこととなります。本庁各課というのは、業務分野ごとの区分と考えていただいてもよろしいかと思えます。こちらは、新市として一体的な予算編成をする必要がございますので、各庁舎の要求を踏まえながらも、最終的には本庁が取りまとめるという流れによって編成していくようになります。それで、各庁舎におきましては、それぞれ所管する本庁各課に予算要求書を提出するに当たりまして区長の決裁を得ることとなります。区長は、予算編成方針、それからさまざまなバランス等に照らしまして要求内容の検討を行い、地域自治区内の調整の必要性を勘案しながら、庁舎に係る予算要求を総括するという役割を担うということでございます。

3点目としまして、予算査定に関する関与ということでございますが、今ほど申し上げましたように新市として一体的な予算編成をするということで、原則として予算査定は本庁の財政担当部課において行うようになりますが、地域自治区に係る重要施策等につきましては、必要に応じて政策調整会議あるいは個別の打ち合わせ等によって、市長、助役等と区長が相談、調整を行うといったような調整役を担うということとなります。

続きまして、大きな3番、今度は編成された予算の実際の執行の部分でございます。

その1番目としまして、財務関係の権限でございますが、(1)専決権の付与ということでございます。

24ページの方をお願いします。

財務規則の財務事務専決事項というところに規定することによりまして、一定金額以下の経費の執行について、区長、庁舎参与、庁舎の課長に専決権を付与するということでございます。

この専決権という言葉、聞きなれない方もいらっしゃると思いますが、通常、市長部局に係る事務につきましては最終的な権限を市長が持つわけでございますが、すべての事務について市長が常に決裁をして決定するということではございませんので、それぞれの職あるいはその職の格付等に応じまして、事務の内容によってその人限りで決定できるという権限を部長なり課長なり、そういったポストに与えています。その権限を専決権というものでございます。これを、区長、庁舎参与、庁舎課長に付与するということでございます。

(2)金額の設定でございますが、区長、庁舎参与、庁舎課長の専決権に係る金額の設定については、区長は助役と部長の中間的な格付、庁舎参与につきましては本庁部長相当の格付、庁舎課長については本庁課長と同等の格付という考え方を基本として設定するというふうにしております。

具体的な金額についてですが、その下に表になっている部分がございます。こちらは契約関係について抜粋して載せたものでございます。

1番目が工事請負関係でございます。表のところは専決事項というのがございまして、(1)起工の決定から予定価格・最低制限価格の決定、入札参加者の選定等の項目が載っております。この項目

につきまして、右の方、本庁部長、本庁課長となっておりますが、本庁の課長100万未満とありますが、100万円未満の工事に関する契約であれば本庁課長限りで決裁していいと、その上、部長に上げなくてもいいという意味でございます。その左側、本庁部長100万以上500万未満となっておりますが、100万円を超えるもので500万未満のものにつきましては、本庁課長を経た後、部長に上がって、部長が決裁できると、その上まで上げなくてもいいという意味でございます。500万を超えるものにつきましては、部長限りでは決裁できないので市長に決裁を上げるというふうになってございます。ここに記載のある本庁部長、本庁課長の金額につきましては、現在の白河市の部長、課長の金額と同一でございます。

これに対応する形で、その右側に区長、庁舎参与、庁舎課長という欄がございます。こちらの金額の設定につきましては、今ほど申し上げましたような区長、庁舎参与、庁舎課長の格付の考え方というのを基本的に考慮いたしまして、庁舎参与につきましては本庁部長と同じ金額、庁舎課長につきましては本庁課長と同じ金額というふうになっております。区長についてなんですが、区長は部長相当職よりも上の位置づけということでございますので、庁舎参与では決裁できない500万以上について2,000万未満まで決裁するという内容でございます。2,000万を超えるものについては、市長に上げて決裁をもらうという形になります。

この金額の設定につきましては、現在の白河市におきまして助役に財務上の専決権の規定というものがございませんので、どこまで付与するかという検討が必要となります。これに当たりましては、県内の他市の助役の専決権の状況あるいは合併後、行政局という形で各地域に置いている田村市の状況等を参考としながら、助役と部長の中間的な格付ということであれば2,000万までの金額が妥当ではないかということで正副会長間でご協議いただきまして、設定した金額でございます。

続きまして、この表の(2)工事完成届の受理というところが、本庁課長、庁舎課長ともに丸となっております。これは、本庁、庁舎ともに工事完成届けの受理につきましては、もう課長限りで金額にかかわらず処理できるんだという意味で丸となっているものでございます。

その下、3番、4番、工事の監督員及び検査員の任命、工事の検査につきましては、ここに表記のように、本庁部長、庁舎参与につきましては100万以上のものすべてについて部長、庁舎参与限りで決定できると、100万未満のものについては課長限りで決定できるという規定でございます。

同じように、工事以外の契約関係の部分につきましても、契約、予定価格の決定、入札参加者等の専決事項につきましては、表に記載のように本庁部長と庁舎参与が同じ金額、本庁課長と庁舎課長が同じ金額、区長は庁舎参与で処理できないもの、200万以上500万未満までを処理するという形で整理してございます。

なお、工事以外の契約関係の単価契約につきましては、新市としての単価の契約につきましては全体として1本でやるべきだという考え方から、本庁部長のみ丸をした形になってございます。

検査員の任命、検査については、記載のとおりでございます。

なお、専決権の関係で1点注意いただきたいのが、実際にどういった内容をやるかという部分は予算編成の中で整理していくという部分でございます。したがって、どういった箇所、どういった内容のものをどういった予算で執行していくのかということにつきましては、予算編成の中でしっかり決めた上で、専決権に基づいて行うのはその実務的な事務処理という意味でございますので、与えられた専決権の金額の範囲内であれば自由に箇所ですとか内容ですとかを考えてできるという趣旨ではございませんので、その点ご注意くださいと思います。

続きまして、予算の執行の部分でございます。

庁舎の予算につきましては、先ほど予算編成への関与のところでご説明いたしましたとおり、区長が予算編成方針ですとか、投資的経費の執行計画など、予算編成に当たっての基本となる方針を定める際に参画し、その方針に基づいて庁舎の各課が予算要求を行いますことから、各地域の状況に応じた予算の内容が確保されるものと考えてございます。したがって、各庁舎では本庁から庁舎執行分の予算の配当を受けて、区長、庁舎参与、庁舎課長が、今ほどご説明いたしましたような付与された専決権の範囲内で予算を執行するというふうになります。

ただ、ここに括弧書きでございますように、金額にかかわらず、事務事業の内容からして本庁が一括行うとしたものは除くということであります。簡単な例でいきますと、例えば職員の人件費などといったものをそれぞれの庁舎ごとに執行するというのでは非常に非効率的ですので、職員の人件費などはもう本庁で1本で財務上の処理を行うと、そういったものは庁舎の職員に係る分でも予算配当することなく本庁で一括処理するようになるということでございます。

続きまして、大きな項目の予算・財務以外の専決権の部分でございます。

予算、財務に関係のない部分につきましても、さまざまな事務事業がございます。これら個別の事務事業に係ります本庁と庁舎の役割分担、どこまで庁舎でやって、どういった形で本庁に上げるのかですとか、庁舎限りですべて決定するようにするですとか、そういった部分の調整を現在、各分科会等、それから専門部会等において調整しているところでございますが、これは住民に身近なサービスは各庁舎において事務を行うということを基本として調整しております。したがって、区長にはこれら個々の事務事業の調整の結果、庁舎が担うことが妥当であるというふうにされた事務について専決権を付与しまして庁舎内の事務を総括すると、区長限りでその部分については処理するというような整理をするということでございます。

続きまして、大きな項目の5番、市議会への出席関係でございます。

まず、本会議の方ですが、本会議につきましては区長の設置の趣旨、先ほどご説明いたしました設置の趣旨、それから議員の在任特例の採用等も関係してまいります。これらを勘案しまして、区長が本会議へ出席するということとし、庁舎参与は出席しないというふうに整理いたしました。

なお、区長はあくまでも市長の補助機関であります。答弁する場合も出てくるのが想定されますが、こういった場合の発言の位置づけは、いわゆる助役、本庁部長等が議会において発言するのと同

じ位置づけでございます。したがいまして、答弁する場合には十分な答弁打ち合わせを行った上で、市執行部の統一の方針として発言することとなります。区長が独自の判断で発言するというものではございません。あくまでも、市全体としての統一の方針のもとに発言をするということになります。

続きまして、委員会ですが、委員会への出席は本庁の課長以上の対応とし、庁舎からは出席しないということでございます。

続きまして、大きな6番、職員人事への関与でございますが、職員人事につきましては市全体として人事管理あるいは職員の処遇といった調整をする必要がありますので、新市全体として本庁の人事担当部課において事務処理を行うということでございますので、直接的な事務権限は区長は有しないということでございます。

続きまして、大きな7番、地域代表としての役割でございます。

区長は、地域の代表として地域協議会の意見を整理するというだけでなく、日常的に地域住民、地域から選出された議員、地域内の団体等の意見を把握し、政策調整会議ですとか、必要に応じて行う市長、助役等の相談、調整などを通じて地域の意向を届ける役割を果たす。あわせて、地域内を対象とした式典など、対外的な場にも地域代表として出席することとするという整理をしております。

最後に大きな8番、これは確認の意味で載せてございますが、市長部局以外との関係でございます。

区長は、事務組織機構のところでは組織図でもお示しいたしましたが、市長部局の中の指揮系統下に入ります。したがいまして、教育委員会部局、会計部局、水道事業所、農業委員会、議会等については決裁等の直接的な権限は有しないということになります。したがいまして、市長部局以外で各地域に課ですとか分室、分所が置かれる部局、これにつきましては各地域の課長、分室長、分所長がそれぞれ与えられた専決権の範囲内で事務を執行し、そこだけでは判断できないと、それを越える部分につきましては各部局等の本庁所管課に上げるということになります。その部分は区長に上げて、区長が専決権を持つということではありませんので、所管する本庁各部局に上げるということになります。

以上、区長の職務、役割といった部分につきまして正副会長間で協議をいただいた上、整理した内容をご説明いたしました。よろしく願いいたします。

議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がございました協議第76号について、皆様からご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。

穂積栄治委員。

穂積栄治委員 表郷の穂積です。

きょう提案されたこの案には、正副会長会あるいは事務方で大変苦労されてまとめてこられたものだと大変敬意を表します。そうした中で、二、三、やはり地域の代表として要望あるいは確認をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

第1点なのですが、区長の専決権において、24ページの金額の設定の工事請負関係の表の中で、予定価格及び最低制限価格の決定というところで区長の2,000万未満という数字が上げられているわけですが、できればこれを3,000万に上げていただきたいと思うわけです。3,000万に上げても、決して市長の権限を侵害するものでも何でもありませんし、地域の者にとってはやはり急激な合併による変化というものを大変心配しております。そうした心配を和らげる一つの大事なことでもありますので、この点についてひとつよろしく検討していただきたいと思います。

もう1点は、職員の人事について、できるだけ地域の実情に詳しい職員の配置をお願いしたいというようなことであります。必要最小限にとどめていただきたいというのが、地域としての要望であります。

もう1点、確認したいことがあるわけですが、例えば地域自治区内において、地域住民から急な要望として側溝のふたをかけてくれとか、あるいはちょっと補修をしてくれといった場合、そういった要望に対して地域自治区ではどのような対応をとればいいのか、その辺のことについて協議会ではどう考えているのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

議長（成井英夫会長） 中島次長。

事務局総括次長（中島 博） 3点ほどお話があったと思いますが、まず1点目の専決権の具体的な金額の部分、ご要望としてということで3,000万というお話がありましたが、実は正副会長会議等でご協議いただきました中身におきましても、その部分につきましてはいろいろ金額的な意見も出されましてご協議をいただいたものでございます。その中には、1,000万という案もありまして、3,000万という案もございました。あるいは、そもそも専決権ということではなくて、どちらかという代表役、調整役というところに重点を置くべきだというような意見もございました。それぞれさまざまな意見をいただいた中で、総合的に判断して正副会長の中で2,000万という案を出していただいたわけですが、この検討の中でも出てきました県内のほかの市の状況などを見ますと、須賀川市あたりですと、助役が起工などですと1,000万まで、契約が3,000万までと、二本松ですと、こういった一切の権限を助役が1,000万まで、喜多方ですと2,000万まで、原町ですと3,000万まで、相馬ですと2,000万、あるいは田村市ですと部長あるいは行政局長が1,000万までというような状況がございます。これらを踏まえまして、総合的に検討いただいた結果が、本日提案している2,000万ということだというふうに理解しております。

2点目としまして、人事に関する権限につきましてですが、これは実際の人事上の要望というものもあわせてだと思いますが、そちらは事務局で直接お答えできる内容ではございませんので省かせていただきますが、ただ事務的なものは本庁で事務処理を行うというご説明はいたしました。当然人事を行うに当たりましては、現在の各市村でも同じだと思いますが、職員がいるところ、そういったところの勤務の状況等を十分把握した上で人事は行うようになると思いますので、それぞれの庁舎におきましても日常の業務的なものを各庁舎ごとに庁舎参与なり区長なりが把握して、それを本庁に内

申するというような形でかかわってきて、それを踏まえて人事は検討されるものと考えております。

3点目といたしまして、急な維持補修等の住民からの要望に対する対応ということでございますが、維持補修等は一般的な工事等と違いまして、初めから計画してできるものもあれば、そうでない急遽出てくるような小修繕等もたくさん出てくると思います。そういったものにつきましては、予算のとり方も当然年間分の必要量を見込んで、枠でこれくらいということ由各村、市とも現在確保しているものと思われませんが、新市におきましてもそういったものにつきましては、各庁舎分それから本庁に係る分ということで予算化されるのではないかと思います。その予算化されたものにつきまして、区長なり庁舎参与なりに専決権を与えるということでございますので、そういった急に出てきたものにつきまして、確保した予算の範囲内でそれぞれの庁舎において対応できるという形になるものと考えております。

以上です。

議長（成井英夫会長） 先ほど2点目の人事の件について、私の方からお答えさせていただきます。

人事につきましては、幹事会におきまして、今現時点においての各庁舎の人数等の把握を行いました。そういう中において、必要な人員をどのようにするかということと同時に、今後地域の内容を熟知している方について、どのようにその中において、3村において、または白河市において配置できるかということ、それにつきましては、各首長さんを中心にして現時点において調整をさせていただいているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その3点につきまして、穂積委員さんの方から再質問がございますか。

穂積栄治委員。

穂積栄治委員 ただいまの説明をいただいたわけですが、まず1点目につきましては、できればこの場でもう少しお話し合いをしていただければと思います。

それから、急な補修等の住民の要望に対してですが、これは予算配分の段階で庁舎分としてある程度枠が配分されるというふうな解釈でよろしいのでしょうか。

議長（成井英夫会長） 第1点につきましては、先ほど中島次長から県内の状況についてご説明がございました。そういう中におきまして、妥当な数字がどの辺であるかということをご副会長で何度も検討してきました。そういう中において、この数字というものを提案させていただきましたので、ご理解をいただければと思います。

3番目の緊急要望の対応でございますが、これにつきましては先ほど次長からも説明がありましたように、その地域においてそれぞれにおいてある程度のものの額というのは配分がされていくものだろうと思います。そういう中において、今後予算の枠組みの中においてどれだけの確保をできるのかということは、それはここで説明することは難しいわけですが、そのようなご要望の趣旨を踏まえた形になっていくのではないかと、正副会長では考えて進めているところでございます。

穂積栄治委員 了解をいたしました。

議長（成井英夫会長） 辺見美奈子委員。

辺見美奈子委員 何点かご質問させていただきたいと思います。

先ほど公募のことで、協議会の中で決定していることだということ、あと深く受けとめよというふうなお話がありました。

地域自治区の区長の職務についてなんですが、この22ページの案のとおり、私たちに説明されていたのはこのような内容でした。ところが、今回議案で出されました23ページ以降の議案の内容を読ませていただきますと、22ページと23ページ以降の案が余りにもかけ離れた内容ではないのかなというふうなことを思うんです。私たちには、なぜ自治区を設置するとき、この内容も一緒に提案していただけなかったのでしょうか。これは後出しになるんじゃないのでしょうか。

例えば、この内容を見ますと、まるで4人の市長が誕生するというふうにしかなるには思えないんです。例えば、市長は住民の皆様の選挙によって選ばれて執行権を得ます。このように自治区の区長に、果たして専決権、議会を通さないで専決できるような金額を本当に与えていいのかと。在任特例も認めてきました。それは住民の皆様の不安を解消するためだと。なおかつ、区長についても、新市の建設計画の進行状況を見届けるために区長を設置していただきたいというふうに協議会の中での議論だったと思います。

このように23ページ以降の権限を見ますと、23ページでまさしく合併後の円滑なる運営に資するとありますが、政策調整会議はいいです、政策調整会議の中に区長が参画するということがいいと思います、それは住民の皆様の声を聞いて。しかし、予算編成の関与となってくると、果たして選挙で選ばれた市長じゃない人たちに予算編成の執行権というのが行えるのかと、自治法上これは問題じゃないのかな。確かに新合併特例法の中で自治区に区長を置くと、本来自治法の中では自治区に区長に置くことはないとありますが、それが新合併特例法の中では自治区を置くことができるというふうになりましたが、しかし、この権限の内容を見たときに、なぜ、この議案を自治区を決めるときに出していただけなかったのかと、まず、その点から説明をしていただきたいというふうに思います。

事務局総括次長（中島 博） 区長の設置につきましては、新たに制度化されたものでありますことから、当初から細部にわたって決定することは困難でありますので、区長の設置にご協議いただいた「地域審議会・合併特例区・地域自治区の取扱いについて」の協議、「地域自治区の設置に関する協議」、今回提案した「地域自治区の区長の職務について」と、区長制度を採用することとした趣旨に照らしながら段階を追って細部の検討を進めているところでありますのでご理解願います。また市長が4人いるかのようなお話がございましたが、この点につきましては区長はあくまでも市長の補助機関であると、助役の指揮監督下に入って補助機関として市長に属する権限の一部の事務を担当するということは、これまでの協議会の中でもご説明してまいりましたし、専決権につきましても、専決権が議会を経ないで与えられるから、それは市長と同じような権限を持つということではございません。現在の白河市の部長、課長それから村の課長もそうだと思いますが、すべてを村長が決裁するという

ことではなくて、それぞれの職位、格付に応じまして、部長限り、課長限りでここまでは決裁しているという定めがございます。それと同じように、市長の補助機関として格付に応じた専決権を付与するというのでございますので、それを大きく越えて市長の権限そのものにかかわってくるというような権限ではございません。

また、予算編成などにつきまして関与という表現を使っておりますが、これはあくまでもそれを検討する段階に参画して、具体的な意見を述べたり協議、調整をしながら検討するのに加わるという趣旨でございますので、当然のことながら市の方針を最終的に決定するのは市長でございますので、その権限を侵すような部分として関与するという意味ではございません。

また、これまでの地域自治区、それから区長の設置に関する説明におきまして再三してまいりましたのは、地域自治区の区長というのは、何もない職のところに新たにつけるというものではないという説明をしてまいりました。地域自治区に事務所を置くということになりますので、当然その事務所の所長、事務所長としてその事務を総括する職というのを置くようになります。それに代えて特別職の区長を置くということでございますので、当然本来的な事務所長としての職務があるわけで、その事務所長としての職務は実務的な部分について、本庁の部長とか課長と同じように細かな部分を決裁しながらやっていくという職務があるというのは当然の前提でございますので、この22ページにありますような部分は、そういった役割、当然事務所長として持つような役割に加えて、地域の代表役、調整役といった機能も付加させることによって円滑な移行を目指すという趣旨の部分、本来的な事務所長にプラスしてこういう効果が期待できるんですよという部分を説明した部分でございます。

以上です。

議長（成井英夫会長） 辺見委員。

辺見美奈子委員 先ほど、決して22ページとかけ離れているものではないというふうにおっしゃっていますが、今、白河市でも部長は500万以下の決裁権なんです。助役の下、部長の上という、助役に決裁権は1円もありません。なぜ区長に2,000万の決裁権を与えるのかということが、住民の選挙で選ばれた首長でない方たちになぜその執行権、専決処分の権限を与えるのかというふうなことが納得できないんです。区長は、住民の皆さんの不安を解消し、新市建設計画の推進を見届けていく、だから議員も在任特例で住民の皆様の意見を聞いていくんだという中で設置したというふうに説明があったと思うんです。そういう認識でずっときていたものですから、この案の内容を見たときに、どうしても納得できないんです。

議長（成井英夫会長） 基本的に重要なことは、今回の一連の流れにおきまして、大変失礼なお言葉であつたらお許しいただきたいんですが、建設計画策定のためのアンケート調査結果にも表れたように、過疎地になってしまう、自分たちが取り残される、これが一番の大きなそれぞれの地域の中においての悩みであろうと理解をしてきました。そういう中におきまして、やはり地域協議会というものをつくり、そして皆様方のご意見をそこに集約していただいて、そして、その中において区長とし

て代表して、やはり今後の各地域または白河市の要望を上げていく、そういうことを政策調整会議において諮っていく、その中において、1つの予算というものが出てくるんだろうと思います。その予算を執行するに当たりまして、それぞれの地域においてその考えの中においてやはり執行できるような機関というものは、過渡期においてあってもいいんじゃないかと、そういうふうを考えて進めてきました。

私は、大切なことは、やはり3村の皆様、市の皆様それぞれの要望があろうかと思いますが、私は少しでも地域の安堵感とやはり一体化を醸成していくことが大変重要なことだろうと考えております。そういう中におきまして、3村の中に専決権というものを、やはり区長制度のある時期において、合併特例法の中において認められている範囲の中において今後執行していくべきであるということにおいて、このような提案をさせていただいているところでございます。

辺見委員。

辺見美奈子委員 実は、この次の議案とも関連するんですが、地域協議会の委員に対して報酬を出せというふうな意見が協議会の中で出ました。そのときに、地域審議会の皆さんの報酬は無報酬だと、ボランティアだというふうに。今回、区長さんの報酬も議案として出されていますが、議員の皆さんも現行報酬で、3村の議員の皆さんは現行報酬でいい、そのかわり在任特例を認めてください、それは住民の皆さんの不安を解消するためだとおっしゃっていました。それと同じように、区長はあくまでも住民の皆さんの意見を反映するという権限の中で十分にいいのではないかというふうに思います。その点、もう一度どうでしょうか。

議長（成井英夫会長） 次の議案のところまで踏み込んでくるわけですが、基本的に皆様方にお渡しさせていただいている内容でいった場合に、私は現行の規定とほぼ同じ状況であろうと認識しているところでございます。そういう中において、私はやはり4市村の皆様それぞれの思いがあるときに、今私は地域自治区制度をとって行う期間の間においては、それぞれの皆様の気持ちを大切に、そして、それが5年、10年、15年と合併の区切りが、特例債の後の地方交付税の減額はありますが、15年間が続いていこうと思っております。そういう中において、一つ一つ、やはり一体感をつくるためには、個々の制度のある程度の継続を必要とするものもあろうと認識しているところでございます。

矢口委員。

矢口秀章委員 表郷の矢口でございます。

実は、きのう町村会の正副議長の研修会がありまして、福島自治会館で勉強会があったんですが、講師の先生が2名ほど来て、全国で合併は進んでいますけれども、合併してよかったという市町村は一つもないという講師の話でした。町村会事務局長の何とか部長さんという人の講演だったんですが。

それから、前もって、辺見さんが言った区長の具体的な項目別の調整という、後出しじゃないかというのは私も全く同感でして、前、区長を何年置くか、一体化の醸成を進めるには何年置くかという

項目を協議しているところに、具体的な内容が示されればなお具体的によかったんだろうとは、そういう意見には全く一致しますが、合併してなかなか住民からの賛同を得られないのは、分所長いわゆるここで言う区長に権限がないために、本庁に伝えておきます、本当に伝えておきますというだけで何ら所長としての仕事ができないと、していないという批判が圧倒的に強いと、そういう勉強会もしてきたんですが、講師の先生に教わってきたんですが。そういう観点から言って、区長に権限を持たせるということは非常に住民に責任を持つということでもありますので、私は先ほど穂積議員から最大2,000万を3,000万にしてくれという要望がありましたが、私もその程度の権限は区長に持ってもらうて当然いいだろう。もちろん、市長が4人いるなんていうことは全然思っていません。全く市長に任命される人ですから、市長と一体化を図って進めない限り区長になれないわけですし、そういう点では、区長を選ぶのは市長ですから、特別に選挙なくて仕事をやれという発想じゃなくて、市長に認められた人が責任を持って、その地域に精通した人が頑張るということは非常にいいことであって、権限を持たせなかったら責任も持たないということになりますので、大いに権限を与えて責任を持ってぱりぱりやっていただきたい、そういう観点から権限を与えるということには大賛成です。

議長（成井英夫会長） 具体的な項目別の整理が、第3回の協議会の配付資料の中には出せませんでした。基本的に、そこまでの事務調整ができておりませんでした。基本的にもう一つは、やはり区長の報酬等の問題もまとめて提案しませんと、この内容の具体的なことがわからなければ、最終的にはその区長の報酬というものが正しいかどうかという判断もできないわけです。そういう点で、今回具体的な項目別の整理として調整を行ってきたわけでございます。

後出しであるんじゃないかというお話でございますが、事務局並びに我々としますと、精いっぱい日程として努力はしてきておるつもりでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

辺見委員。

辺見美奈子委員 大変申しわけないんですけども、矢口さんの意見にちょっと反論させていただきます。

住民の皆さんの意見が反映できないと、区長さんに言っても本庁にという話。しかし、考えてみていただきたいんです。在任特例を認めたいんです。在任特例を認めてほしい、なおかつ区長を認めてほしいと言ったのは3村の議員さんでした。議員の皆さんは、住民の皆さんの選挙で選ばれるんです。自分になりたいといっただけじゃありません。選挙というものを越えて、住民の皆さんの負託を持って議員になってきたんです。権限は、区長よりも議員の方が上だと思います。住民の声を反映する、まさしく40人、そして64人になった議員の皆さんが、住民一人一人の声を反映するのではないのでしょうか。

区長に権限を与える、私は本当にこの決裁権で専決というのが怖いなというふうに思います。議会を通さないで専決できるということが、これはどういうことなのかなと。実は、助役が議会の議決をもって決めます。しかし、助役には専決権がないんです。助役の下である区長に専決権があるという

この矛盾というのはどういうことなのかな、そのところはどうなのでしょう。

議長（成井英夫会長） 中島次長。

事務局総括次長（中島 博） 先ほどから専決権という部分で、議会を通さないで専決権というお話が出てきておりますので、誤解のないようにご説明しておきますが、専決権というのは、市長が持っている権限を、砕けた言い方をすると部下に任せますよという趣旨ですので、先ほど言いましたように、本来は市長が権限を持っていますが、この金額まではじゃ部長限りで決めていいですよと、同じように市長の権限で持っているものをこの金額まではじゃ区長がやっていいですよ、任せるものでございますので、議会との関係において議会を越える権限を持つとかという部分ではございません。当然、契約等の金額につきましても、条例上定めてあるものにつきましてもは議会にお諮りしなければいけないという意味で、専決権とかどうこうといった部分は、市長部局の事務方としてどういう事務をやれるのかといううち、どの部分を部下に任せますよという権限ですので、そのチェック機関としてある議会とは全く性格が別ですので、議会より権限が上、それを越える権限を与えるといったような趣旨ではございませんので、その点をご理解いただきたいと思います。

議長（成井英夫会長） 基本的には、それぞれの4市村において今後10年間に考えられる事業をいろいろ出していただきまして、その中から重点項目を選別しております。そういう中におきまして、それぞれの今後の事務執行上どのようにやっていくべきかということは大きな課題であろうと思っております。これをどの地域がやっていくか、それぞれの地域ごとの問題点を熟知し、そして執行していきまないと、やはり将来的に地域住民のご要望にはお応えできない可能性があると思っております。そういう中におきまして、区長という制度をつくっていただいた上に、その中において地域住民に少しでも新しい白河市として認知していただくように努力することが重要だろろうと思っております。ですので、議会に対しましては、当然予算につきましてもは計上されていくものだろろうと思っております。その中において執行がされていくものだろろうと思っております。

和知玲子委員。

和知玲子委員 今の議長のお話の中で10年間という数字が出てきたんですけれども、こちらは22ページにある2番、 にあります合併後の一定期間という字があるんですけれども、この一定期間が10年ということで理解してよろしいのでしょうか。

議長（成井英夫会長） 区長の期間は違います。10年間は、先ほど言葉足らずですみませんが、合併特例債としての期間としての10年間としての予算の執行という話で10年間というお話をさせていただいております。区長の任期は、恐らく今後の新市長が選ばれ、そして新市長が地域協議会の中に諮問をいたします。その諮問によって、地域協議会のご理解を得た上で任命するというのがこの協議会で決定されていると思っております。ですので、4年と数カ月になるのではないかというふうに考えているところでございます。

和知玲子委員 ありがとうございます。

議長（成井英夫会長） 深谷美佐子委員。

深谷美佐子委員 表郷の深谷です。

この自治区という役職を見たときに、自分としては自分の会社の経営を考えました。うちの会社は、大きな会社があって、その中の私は白河営業所というところで仕事をしています。結局、区長というのは、うちの会社で言えば白河の営業所長がある程度の枠の中で、従業員の不満を解消したり、そのほか仕事に差し支えない状態をまとめていくのが営業所長の仕事ですから、区長というのも結局その自治区の中の営業所長みたいな感覚でいる部署だと思っていますので、その権限が助役と、白河市役所ですと部長の間ぐらいの権限であるということを考えれば、完全に会社で言えば営業所長の権限くらいでしかないのだらうと思います。

それと、今この不景気の時代、各営業所が統合したり、そういう会社が多々ありますけれども、その統合したときに別々の営業所で働いていた人たちが一緒になると、そのもとあった営業所同士の1つの部署ごとの雰囲気というものが人間性も若干違います。それを1つの営業所の中にいるときにわだかまり、今までやってきたことの違いとかというものが、その職員の中でちょっとぶつかり合ったりすることもあります。ただ、統合されたときにいかにうまく調整していくかという、その調整役も区長の権限だと思えますし、受け入れた側の職員、結局住民とかその人たちの心広い、大変だね、こういうところに来てまで、仕事一緒に頑張ろうねという優しい気持ちがあって1つの営業所がまとまるので、この4市村が合併することを考えればやはりある程度自治区に住民の不安等 不安、不安、何が不安なんだと考えるのではなくて、スムーズな白河市民として一体感を持てるようなクッション役でもあるということ、やっぱり受け入れる大きい側の方がある程度心広い気持ちで見守っていくためにも、やはり自治区にこんな権限が、そこまでしてはとかと思うのではなくて、いかに早くスムーズに白河市として4市村が1つになれることを考えていく上でも、やはり議長さんが言ってくださっているような意味合いをみんなが持って、1つで歩いていくためのこの自治区長を置く4年間であるんだというふうに、広い意味で理解していただきたいと思えますので、余り、前と違う、こんな権限あってはということまでは、やはり混ざっていく方の気持ちを優先して考えていっていただきたいと思えます。

議長（成井英夫会長） それでは、暫時休議とさせていただきます。

再開は4時半といたします。

午後 4時14分 休議

午後 4時30分 再開

議長（成井英夫会長） 再開いたします。

協議第76号についてご意見をお伺いしております。

そのほか、ございますか。

（「なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） ご意見がないようですので、お諮りをさせていただきます。

協議第76号を、本日議決をしてよろしいでしょうか。

辺見委員。

辺見美奈子委員 継続審査にさせていただきたいと思います。

議長（成井英夫会長） ただいま辺見美奈子委員より、継続審議の申し出がございました。

協議会の日程が大変詰まっております。ですので、協議については継続審査とすることは考えますけれども、できるだけ短期間の間において意見の集約を見ていただけるようお願いをできるでしょうか。

大高委員。

大高正人委員 ただいま辺見委員から要望がありましたように、一度議会に持ち帰りをさせていただき、説明をし、その中で早く協議が出来るようにしたいと思いますので、私も継続協議としていただきたいと思います。

議長（成井英夫会長） ただいま大高委員からも、継続審査にさせていただきたい旨がございました。そして、できるだけ早く協議に臨めるようにしたいという旨がございました。皆様からご意見がありましたら、お願いをいたします。

添田委員。

添田勝治委員 それなりに理解はしておりますけれども、何ととっても11月ということで新市が誕生ということで決定を見ております。そういう中で、自治区の区長、自治区の地区委員ですか、協議委員とかというのは、私、長くここの協議の中に参加させていただいておるんですけども、22ページは全くそのとおりだったんです、最初に出した原案としては。その中で、細かいことに対しては自治区の区長を置くとか、いろいろな意味である程度の報酬は認めるというようなことも私はそれなりに認識しておりますので、そして、いろいろな皆さんからのご意見がありましたけれども、要するに自治区を設定しろというその意味は、どうしてもやっぱり過疎地域になるんだと、そのためにもやっぱり自治区の一番内容をわかっている人に自治区の区長になっていただいて、いろいろな面で市長に要望する機関が必要じゃないかというのが3村、また白河のある委員もおりました。

そういう中で、私はこの明細に対する原案のとおり何の異議は持っておりません。各委員の皆さんに、短期的に継続審議というような話もありましたけれども、ほかの委員の皆さんからもお聞きして、なるだけなら今日くらいに決定させていただければ、今後の日程にスムーズに、支障を来さないような状況になるんじゃないかというふうに考えております。

私は、継続審議をやっても心は変わりません。ほかの委員からもちょっとお聞きしていただくのもいいことかなと思っておりますので、いかがでしょうか、議長さん、ほかのところの議員さんにちょっとお聞きいただくということで、よろしくお願い申し上げます。

議長（成井英夫会長） ご意見を求めます。発言等がありましたらお願いいたします。

深谷美佐子委員。

深谷美佐子委員 表郷の深谷です。

私も今日決めていただきたいと思いますが、ただ、この区長という、辺見さんと大高委員の継続審議をする、何を審議するのかをちょっと聞きたいんですけども。

議長（成井英夫会長） 継続する理由ということをお伺いしたいということでしょうか。

辺見委員。

辺見美奈子委員 今回提案された議案、先ほど私が言いましたとおり後出しではないかというふうな話をしました。それから、区長が地域住民の不安を解消させるために自治区を置いて区長を置いてくださいというふうな法定協議会の内容でした。ところが、今回この区長に執行権がついていますよね。私は、なぜここで金額の設定、それから工事請負関係だけをここに明記するのか、その理由がわからないんです。

それから、なおかつ、ここに入札参加者の選定までついているんです。それというのは、本当だったら執行権である市長の権限ではないのかと思うんです。これは余り区長と市長の権限がごちゃ混ぜになっているんじゃないかと。なぜ、ここで工事請負関係が出てくるのか、これが出てくれば下の大きい2番の予算の執行の権限までついてくるのは当たり前ですよ。ですから、最初の22ページに戻れば、地域住民の皆さんの不安の解消、新市建設計画の進行状況を見る権限だけでいいんじゃないんですか、それがスムーズなる市町村合併の早道ではないんですかということなんです。

政策調整会議、この中で地域住民の皆さんの意見を反映しましょうとここにきちんとうたっているんです。それが、なぜここに工事請負関係というのが出てくるのかということが納得できないんです。このことに関して、再度持ち帰って検討していきたいということです。

議長（成井英夫会長） 深谷美佐子委員。

深谷美佐子委員 権限だ何だということではなくて、結局何でもかんでもとりあえず議会で決められた予算枠の中で市長としてやるべきものを、白河全体の中でやるべきものの中に、自治区に渡す分としての予算を、早い話、議会で決まった予算を市長が細分化して、表郷だった表郷自治区で使う分の予算化された中での、結局部長とか課長たちが決裁する枠の中での権限がただ区長にもあるということだけであって、決して予算をむやみに使うものでもなくて、きちんと議会で決められた予算の中での執行権限であって、自由にお金を出し入れしながら自分が自由に使えるものではないというものはもう明確にわかっていることなのに。

だから、先ほど申しましたように、会社で言えば営業所の経費として、その枠の中で区長がここまで決裁できますよというだけのことだと、私は学がないからそういうふうには自分には理解できませんけれども、そういうふうを考えれば何の問題もないと思いますし、結局その自治区の中での工事指定でもなるべくそういう権限あるのも、結局営業所であれば所長がその地域の中の運営の中では決めていく権限はほかの一般的な会社でも持っているだけのことであって、決して自由に選ぶわけでも自

分勝手にやるわけでもなくて、その上に必ず市長という人がいて、その市長の腕となって執行するだけのことなのに、権限がどうのこうのというところを強調するのは変だと思うので、私はここはきちんと、時間もありませんけれども、きちんとここはきょう決定していただきたいと思います。

議長（成井英夫会長） 西村委員。

西村 栄委員 先ほどから聞いていると、賛成、反対みたいな話をこの問題に対して費やしているわけなんです、いかがなものかと思います。私は、大高議長あるいは辺見さんがこれほど主張しているんだから、継続審査にした方がよいと思います。そして次の事項に入っていけないと、何時までかかるかわからない、こういう押し問答をやっているんだもの。

議長（成井英夫会長） それでは、そのまま着席の上で暫時休議をしますので、座ったままにしていいただきたいと思います。正副会長で決定します。

午後 4時38分 休議

午後 4時39分 再開

議長（成井英夫会長） それでは、再開をいたします。

協議第76号 地域自治区の区長の職務については、継続審議といたします。

次に、協議第77号 特別職の職員の報酬等の額についてを議題といたします。

事務局から説明を求めます。

加藤次長。

事務局総括次長（加藤俊夫） 座ったまま説明させていただきます。

資料の26ページをお開きいただきたいと思います。

協議第77号 特別職の職員の報酬等の額についてご説明を申し上げます。

特別職の職員の身分の取り扱いにつきましては、昨年10月7日に開催されました第7回合併協議会におきまして調整方針が確認をされたものでございます。協定項目の内容としまして、中段にございますように、2番としまして、報酬の額は、白河市の例を基本に類似団体等の状況を参考として、合併時までに4市村による特別職の報酬等調整委員会を設置し、調整する。3番目としまして、地域自治区の長の報酬等の額は、先進事例等を参考として合併時までに4市村による特別職の報酬等調整委員会において調整するとされたところでございます。

この協定項目の確認内容を受けまして、合併協議会におきましては、各市村3人ずつ、計12人の委員から成ります特別職の報酬等調整委員会を設置し、去る7月11日に第1回の委員会を開催いたしたところでございます。

なお、委員さん12名の名簿については、34ページの方に名簿が載っておりますので、そちらを見ていただきたいというふうに思います。

それで、第1回目の会議で、報酬等の調整委員会の委員長に白河市の和知繁蔵様、副委員長には大信村の永山武夫様をそれぞれ選任し、合併協議会の会長から和知委員長に対しまして諮問を行ったと

ころでございます。

諮問の内容につきましては、会議資料の29ページから30ページの方に記載がされてございます。内容的には、報酬額の案を示さない白紙諮問というような形での諮問をいたしてございます。

委員会におきましては、7月11日と8月2日の2回にわたりまして調整委員会を開催をしまして、会長から諮問を受けました特別職の報酬等の額について活発な審議が行われたところでございます。

31ページから34ページの、これが答申書でございますが、ここに記載がありますように、委員会としての答申額が決定をされたところでございます。

31ページの方をお開きいただきたいと思います。今ほど説明しましたように、こちらが特別職の報酬等調整委員会委員長から、合併協議会の会長であります白河市長へ提出された答申書の写しでございます。日程的には、8月9日に和知委員長から成井会長の方へ答申書が提出をされました。

答申内容について、簡単にご説明を申し上げたいと思います。

31ページでございますが、答申ということで、新市の特別職の報酬額について合併協定書の内容に基づき、類似団体との比較及び4市村の特別職の報酬額を基本とし、あわせて県内他市の状況等を勘案しながら慎重に審議した結果、次のとおり答申しますということで、下記の1番、新市の特別職の報酬額についてということで、次のとおりとすることが適当であるとの結論に至りましたということになってございます。

個別的に1番の市長から、次のページ、32ページの15番、その他新市の特別職の委員等まで、会長から諮問がありましたこれら特別職の委員さんについて、こちらに記載がされております額をもって委員会としての答申額ということにされてございます。この額一つ一つにつきましては、後ほど提案の額の方で説明をさせていただきたいと思いますので、こちらではちょっと省略をいたしますが、33ページの方に、委員会としてこうした答申額を導き出した理由ということで、2番で答申の理由が記載されてございます。

その2番の上から6行目の後半、合併という特殊な状況のもと、新市の市長を初めとする特別職及び職員に課せられた使命と職責は極めて重く、それに見合った報酬等が必要であるとする一方で、新市の健全な財政運営を行うためには、なお一層の行財政改革に向けた努力が必要となること、さらには、次に掲げる事項を総合的に勘案した上で慎重に協議した結果、新市の特別職に係る給料・報酬等について、上記の答申額とすることが適当であるとの結論に達しましたということで、具体的には、1番として新市を取り巻く財政状況、それから社会経済情勢は依然として厳しい状況にあると。それから、2番として、市民の理解と納得が得られる報酬額等であること。3番としては、類似都市及び県内他市の特別職の報酬額の状況。それから4番として、一般職の職員給与の状況と。これらを総合的に勘案をして、答申額を決定したということでございます。

なお、33ページの一番下、3番ということで付帯意見ということが付されてございます。これは、委員会の方で確認をいただいたことなんです、新市においてもその時々々の財政状況及び景気の動向、

さらには地域の民間給与等の状況の把握に努めながら、特別職の報酬等について審議する第三者委員会を設置し、報酬額の定期的な見直し及び改定を進められるよう切望するものですということで、今回回答しましたこの額は、あくまでも合併当初のものということで、これらについては定期的な見直しをぜひともやっていただきたいという附帯意見が付されてございます。

それでは、26ページの方へお戻りいただきたいと思います。26ページの一番下、今回の特別職の職員の報酬等の提案内容についてであります。特別職の職員の報酬等の額については、特別職の報酬等調整委員会からの答申を踏まえ、正副会長で協議及び調整した結果、別紙のとおり提案するというので、本日、追加の資料ということでお渡しをしましたA4横の資料の方を、特別職の職員の報酬等調整資料というのをごらんいただきたいと思います。

その前に、提案内容としまして、皆様のお手元の方に追加資料であります、ここで一番右側に調整案という部分がございます。その左側に答申額ということで、答申額が調整委員会から示された答申の額、調整案については正副会長協議の上、決定された調整案の額ということですので、きょう委員の皆様方にご審議をいただくのは、この調整案の額でご審議をいただきたいということでございます。

まず、この表の見方でございますけれども、左側から役職の区分ごとに4市村における現在の報酬額がそれぞれ記載をされております。この金額の欄が二段書きとなっている部分がございますが、これにつきまして上段の額については条例上の本来の報酬の額を記載をしております。下の欄、下段の括弧書きの額につきましては、各市村とも財政状況等を勘案して報酬等を減額をしている場合がございます、その場合の減額後の額を示してございます。

具体的な例で申し上げますと、まず1番の首長の白河市の欄を見ていただきたいんですが、白河市の市長の給料月額については103万円という給料の額が条例上規定されておりますが、財政状況等を勘案し10%を削減した92万7,000円という報酬が現在支払われているということでございます。この表の見方は、以下も同じでございます。助役、収入役、教育長等についても同じでございます。

それから、先ほども申しましたけれども、この表の右から2番目、これが答申額ということで、特別職の報酬等の調整委員会から答申があった額で、一番右側の調整案というふうになってございますが、これが先ほど申しましたように委員会からの答申を尊重しまして、正副会長協議の上、委員会の答申額をもって報酬の調整案の額ということにしたものでございまして、答申額と全く同じ、同額ということになってございます。

それでは、個別の役職ごとにご説明を申し上げたいというふうに思いますが、基本的には現在の白河市の特別職の報酬額を新市においてもそのまま適用するというものが大多数でございます。ですので、説明におきましては、新市で新たに設けられる役職、また白河市の現行の報酬額が変わるものというものを中心に説明の方をさせていただきたいというふうに思います。

まず、1番上、1番の首長、各市村長の部分であります。これらについては4市村それぞれこうなっておりますということで、調整案、答申額とも103万円ということで、現在の条例上の金額を、白

河市の市長の条例上の金額をそのまま新市でも適用すべきということでございます。

それから、2番目、市長職務執行者という部分がございます。これが新たな役職でございます。新設合併の場合、それぞれ今までの各首長さん方は当然ながら失職することになります。合併の日から50日以内に市長選挙が行われるということになりますが、市長が選出されるまでの間、市長の職務を執行するために置かれる職でございます。一部を除いて、市長と同等の権限を持つということから、考え方としては市長と同一の給料の額ということで今回ご提示をしております。他の先進例等を見ましても、ほとんどが首長さんの給料の額と同一の額を職務執行者に支給をしているという状況でございます。

それから、3番の助役から4番、収入役、5番の教育長、ここまでにつきましては、白河市の現在のこの助役、収入役、教育長の額をそのまま新市でも適用すべきということでございます。

6番の水道事業管理者につきましては、これは白河市のところに金額73万と載っておりますが、実際には職員は置かれておりません。ただし、新市になって水道事業管理者を置くか置かないかというのはあくまでも新市の市長が決定されることだというふうに考えておりますので、条例上の規定、考え方として、水道事業管理者を置けるような体制で73万という現在の白河市で決まっている給料の額を調整案ということで載せてございます。

それから7番、今ほど、前の地域自治区長の件でもいろいろご意見があったところなんです、7番の地域自治区長につきましては、ご承知のとおり昨年の、いわゆる合併関連三法案の中で新たに設置が認められた職であります。報酬を考える考え方としまして、区長は助役の指揮監督下にあるということから、助役の額を上回ることはあり得ないんじゃないかと。それから常勤の特別職ということになりますので、一般職の職員の給与を下回らないという考え方もとるべきだろうと。そういうふうに考えていきますと、要するに助役よりも下、職員の一番最高の給料を支給されております部長よりも上というその間の中で報酬を決めるべきじゃないかという判断でございます。

それで、この地域自治区の区長につきましては、まだ制度的に新しいということもございまして、全国的に先進例としてとれる例が実は5件ほどしかございませんでした。それら先進例の5件の例を見ますと、大体助役さんの給料月額70%から90%の額で設定をしているという状況でございます。これら5つの先進例を単純平均しますと、助役さんの大体83.3%程度の給料の月額になるということでございます。これらについて、特別職の報酬等調整委員会の方にもご説明をしてご審議をいただいたところでありますが、委員会としては平均よりも若干下回る助役の給料月額の80%として65万2,000円の給料の額が適切ではないかというご判断をいただいたところでございます。正副会長会議におきましてもその考え方を踏襲しまして、今回、地域自治区の区長につきましては月額65万2,000円という調整案をご提示申し上げたところでございます。

それから、8番の議会の議員につきましては、これはご承知のとおり4市村の議員さんにつきましては在任特例が認められております。約1年半ですか、その期間在任特例が認められて、調整方針の

中で、在任特例期間中の議員の報酬については、4市村の現行報酬とするということが確認をされてございます。ただし、報酬を減額している場合には減額前の報酬とするということで、本来の数字に戻した額を支給するということが調整方針が確認をされてございます。

ここに載せてありますのが、ここに印の1というふうに書いてございますが、次のページで表の一番下から2行目のところに、議会の議長及び副議長は合併時からの報酬額とし、議員は在任特例期間経過後の報酬額とするということで、在任期間が平成17年11月7日から19年4月30日まで約1年半の在任特例期間が終わった後に支給される額だということでございます。

それから、9番の教育委員会の委員長、委員、それから10番、選挙管理委員会、11番、公平委員会、12番の監査委員、ここまですつきましては、現在の白河市の報酬額をそのまま新市でも適用するということがご提案を申し上げております。

続きまして、13番の農業委員会、こちらにつきましても農業委員会の委員さんにつきましては、在任特例期間中について議員と同じように報酬については現行のとおりとするという方針が確認されてございます。

これも印の2番ということで、次のページの一番下を見ていただきたいんですが、農業委員会の会長及び会長代理は合併時からの報酬額とし、委員は在任特例期間経過後の報酬額とするということで、本年11月7日から来年11月6日まで1年間在任特例期間がございまして、それが終わった後の報酬の額ということになります。

それから、14番の固定資産評価審査委員会については、現在の白河市の報酬額をそのまま適用するということがございます。

それから、2ページ目の方をお開きいただきたいと思いますが、2ページの方、大きな15番としてその他特別職の委員等ということで、大きく分けてからまで7つの区分になってございます。

一番上の選挙関係につきましては、これについては選挙の例えば投開票の管理者であるとか立会人さんの報酬でございます。この報酬の額につきましては、国政選挙が行われる場合、その費用については委託金という形で国から県を通して市町村の方へ入ってくるわけなんです、そのときに認められている単価を使っているのが白河、大信、東ということでありましたので、これについては国が認めている単価どおりの金額ということで、現在の白河市の報酬の額をそのまま新市においても適用するということがなっております。

それから、番の消防関係についてなんですが、これにつきましても4市村でちょっとばらつきがございまして、基本的には消防団団長以下団員まで白河市の消防団の報酬の額を適用することになります、このうち左側の役職のところ副部長、副班長、機関員については、合併を機に、これの役職を廃止をしまして、組織的にわかりやすいというんです、簡素化された組織にして、それに伴って報酬もその部分はなくするということが調整をしたものでございます。

それから、番、社会教育指導員につきましては、これについては公民館に配置をされている特別

職ということになるんですが、いわゆる公民館の講座を受け持っていたりということで非常に重要な役割を担っていらっしゃる方でございます。これについて、白河と表郷、それから大信、東ということでそれぞれ報酬額に開きがございます。まず勤務形態が違うということと、勤務時間等も違うということがありまして、あとは大信においてはこの社会教育指導員については特別職の扱いではなくて嘱託の扱いでやっていらっしゃる。東さんについては、社会教育指導員だけではなくてほかの仕事も一緒にやってもらって、社会教育指導員としての報酬を出しているということもありましたので、純粋な意味での社会教育指導員の仕事をやっている白河市と表郷村の例を参考に検討をしていただいたところであります。

白河市については週3日で24時間、表郷村においては週4日で32時間と現在それぞれ勤務時間がなっておりますが、新市になりました段階で、これらを合わせまして統一をすることで、新市では週4日で1日7時間勤務の28時間という勤務体系をとるということが確認されてございます。そうしますと、ちょうど時間的にも金額的にも表郷と白河のちょうど真ん中になるというようなことがございましたので、これを足して2で割った10万4,000円というのを今回、額としてご提示してございます。

それから、家庭児童相談員につきましては、これは白河市のみに現在設置されておりますが、いわゆる児童関係の相談業務をやっていらっしゃるということで、これについてはそのまま白河市の額を新市において適用するというようにしております。

それから、一番の交通教育専門員につきましては、白河市と表郷村だけの設置でございますが、白河市は1回当たり幾ら、表郷は月額幾らという決め方でございますが、これらを実際の勤務形態にならしてみますと、月額として考えた場合、ほとんど差がない金額になるということがございましたので、これについては白河市の1回1,100円という報酬の額をとらせていただいております。

それから、少年補導員については白河市だけの設置でございましたので、これはそのまま1回1,600円ということにしております。

それから、最後の一番、その他非常勤の特別職の委員、これはいわゆる各種審議会、それから協議会等の委員さんであります。いわゆる附属機関の委員さんと言われている方々でありまして、大体月額で幾らというふうに報酬を支払っている例でございます。これにつきましても、白河市の現在の報酬額を新市において適用するという方針をお示しをしております。

以上、ちょっと雑な説明になってしまっただけで申しわけなかったんですが、新市における特別職の報酬等の額についてご審議をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

説明は以上でございます。

議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ちょっと補足だけしておきます。議会の議長及び副議長は合併時からの報酬額という意味はどういう意味かといいますと、8人の正副議長さんがいらっしゃいます。その中において、合併をしますと、

議長さんが1人、副議長さんが1人となります。そういうことで、あとの6人の方につきましてはそれぞれの市村の議員報酬額になりますよというこの文章でございますので、ご理解をください。

それでは、ただいま説明をしていただきました協議77号について、皆様からご意見、ご質問をお伺いします。

なお、この合併協議会から各市村1名ずつ出ていただきまして、報酬等調整委員会に入ってくださいました。委員の皆様方のご努力に、本当に心から御礼を申し上げたいと思います。

ありませんか。

(「なし」と言う声あり)

議長(成井英夫会長) ないようでございますので、協議第77号についてお諮りをいたします。

協議第77号について、提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(成井英夫会長) ご異議ないようですので、協議第77号 特別職の職員の報酬の額については、提案のとおり承認することとさせていただきます。

次に、協議第78号 白河市暮らしのガイドブック(仮称)を議題とさせていただきます。

事務局の説明をお願いいたします。

秦班長。

事務局総務班長(秦 啓太) それでは、協議第78号 (仮称)白河市暮らしのガイドブックについてご説明をいたします。

資料の方、35ページになります。

この暮らしのガイドブックにつきましては、本年度の協議会の事業計画、3月28日に開催いたしました第15回合併協議会の中で、住民への広報手段の一環として新市の行政組織、庁舎案内、相談窓口、公共的施設等についてガイドブックとして作成し、合併までに全戸に配布するというご承認をいただいております。

36ページ目からが、この暮らしのガイドブックの構成案ということで、いわゆる目次になります。現在、このガイドブックにつきましては、事務事業の調整とあわせてその編集作業をしております、具体的に本日皆様のお手元に全容を示すことができませんでした。その点おわび申し上げますとともに、本日イメージとして全部で7ページの冊子を配らせていただいておりますが、全体的には80ページ程度となる見込みですが、合併1ヶ月前の10月初旬にはこの冊子を完成させて、全戸に配布するという計画をしております。

この構成案につきまして、まず平成17年11月7日に新白河市が誕生しますということで、市役所の事務所ということで、本日配付してございますイメージの1ページ目になるんですが、庁舎の位置あるいは地域自治区の制度等についてこの部分で説明をいたします。さらには、地域自治区のイメージ図であるとか、そういったものを掲載する予定をしております。

2 ページ目になりますが、目次の中の 3 番目、合併後の住所表示ということで、今回町名・字名について最終的な確認がとれましたので、この住所表示がどうなるかということで、この部分で住民の方にお知らせをする予定でございます。

なお、あわせて住所表示に伴う手続についてということで、住所が変わることによって各種の手続が必要な場合と、あるいは職権によって修正されるということで住民の方の直接の手続は必要でない場合というのがございます。おおむね住民・戸籍等々にかかわる手続につきましては、職権で市役所の方で修正作業をいたしますので、特に住民の方に届け出を要するものはないということになりますが、いずれにしてもその辺の情報提供、大変不安を感じられている住民の方がいらっしゃいますので、このガイドブックの中で、そういった手続の有無についてご説明をする予定であります。

資料の 4 ページ目が、そのうちの市役所関係の戸籍・住民登録あるいは税務といった手続が必要かどうかということで、見ていただきますと、いずれも手続は不要であるということで、直接住民の方にその修正作業をしていただくことはなく職権で修正をいたしますという部分の説明になります。

そのほか、新市の組織の各部、各課、各所に伴う各種の住民に関連する事務につきまして、住民票と戸籍事務、税金、国民健康保険など、住民にかかわるあらゆる行政サービス、行政事務についての新市の組織あるいは行政サービスの動向等について記載をいたす予定でございます。本日配付したガイドブック案の 5 ページ目からが、その各課の事務に伴うガイドブックの内容ということになります。5 ページ目が住民票と戸籍事務、6 ページが税金ということで、このような形で協議会資料の方の 38 ページの最後になります選挙についてまで、このような形で記載をしております。

最後の方に公共施設一覧ということで、今回合併に伴って一部公共施設の名称等が変更になっておりますので、公共施設の一覧についてガイドブックの方にも記載を差し上げたいと思います。あわせて、国・県の機関それから 4 市村の地図情報を載せまして、その 4 市村の地図、新市の地図の中にどのように公共施設が配置されるか、そういったものを最後のページに記載をして、おおむね 80 ページ程度のガイドブックを作成するというので、現在最終的な事務調整をいたしております。

説明については以上でございます。

議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま説明がございました、字ばかり多過ぎますので、少し和やかな絵が入ればなというふうな感じもいたすところでございますが、協議第 78 号について、皆様からご意見、ご質問がありましたらお願いをいたします。

和知玲子委員。

和知玲子委員 最後の索引のところから 4 市町村の地図を載せるということですが、その中に観光名所とか、そういったものも載せる予定でしょうか。

議長（成井英夫会長） 秦班長。

事務局総務班長（秦 啓太） 現在、地図についてはガイドマップという形で、紙の大きさにする

と地区ごとにA4判くらいの大きさになるかなということで調整しております。その中に、新市の公共施設が入るような形でつくりたいと思います。ただ、観光資源につきましては、代表的なものは入れられるにしても、どこまでが観光資源なのかという問題もありまして、例えば文化財一つをとっても100を超える文化財があるというようなこともありまして、どこまでガイドブックの中に入れられるかについては現段階ではちょっとお約束できかねますが、可能な限り入れられるように努力したいと思いますので、ご了解をお願いいたします。

和知玲子委員 あと、もう一つなんですけれども、4市町村の中には国内外において友好都市締結だったり、国際交流の海外交流などもしているかと思うのですけれども、それも継続して行うのであれば記載してほしいなというふうに思います。いかがでしょうか。

議長（成井英夫会長） 秦班長。

事務局総務班長（秦 啓太） その辺につきましても、本文の中で掲載するように考えております。

和知玲子委員 ありがとうございます。

議長（成井英夫会長） ほかにございませんか。

（発言する声なし）

議長（成井英夫会長） なければ、協議第78号についてお諮りいたします。

協議第78号について、提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） ご異議なしということですので、協議第78号 白河市暮らしのガイドブックにつきましては、提案のとおり承認することといたします。

次に、協議第79号 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会の廃止についてを議題といたします。本日、実は合併前の最終議題だと思ひまして提案を予定させていただきました。そういう点でご理解をいただきたいと思ひます。

事務局の説明をお願いいたします。

秦班長。

事務局総務班長（秦 啓太） それでは、協議第79号 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会の廃止についてご提案を申し上げます。

資料39ページの方をごらんいただきたいと思ひます。

提案内容でございます。白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会を平成17年11月6日をもって廃止するというものでございます。

40ページの方をごらんいただきたいと思ひます。

まず、この合併協議会につきましては、合併特例法及び地方自治法に定められる協議会ということで、議会の議決を経て設置をされた協議会になっております。その役割といたしましては、合併特例法に定める合併市町村の建設に関する基本的な計画、これはいわゆる新市建設計画でございます、の

作成及びその他合併に関する協議ということで、合併協定項目に関する審議を行うために設置をいたして、これまでご協議をいただいております。

今回、8月8日で総務大臣告示が出たことにより、正式に11月7日の合併の効力が発生いたしました。そのことにより、合併協議会としての一定の役割については終了いたすということから、設置と同じように関係市町村の議会の議決を経て廃止の手続を行うこととなります。11月6日までの設置いたしましたのは、今後協議会の決算の関係等々ございまして、合併前日まで協議会を存続させるということで、他の多くの協議会の例に倣った形でそのようにさせていただいております。

次に、今後の廃止までの手続関係でございます。

本日、合併協議会廃止に関する協議事項が承認された後に、関係市村における議会における議決をいただきます。その後、その議決を受けた後に、4市村長による廃止の協議書を取り交わし、あわせて告示を行い、県知事に廃止の届け出を行います。以上をもちまして、11月6日付で合併協議会が廃止になると、そういう手続になってございます。

続きまして、3番といたしまして合併協議会の決算についてですが、合併協議会解散の場合の協議会の予算・決算につきましては、規約第18条の中で、協議会が解散した場合には協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算するという定めになってございます。その規定を受けまして、に書いてありますように予備監査を実施し、これをもって協議会の監査を受けるといった形をとりたいと思っております。

平成17年度の収入支出予算に関する直近の執行状況については、次回といたしますか、最終的な合併協議会までに監査委員による予備監査を行い、最終協議会に仮決算という形で報告をいたします。ただ、その後廃止までに一部光熱水費あるいは人件費等々については、予備監査の後も支出が予定されることから、最終的には合併協議会解散後に直ちに最終的な決算書を調整し、協議会長に報告の上、各委員の方にその写しを送付させていただくと。

なお、決算後に残余金があった場合については、すべて新市に受け継ぐという形で協議会予算の決算の方を出してまいりたいというふうに思います。

41ページ目が、先ほど申し上げました廃止の手続の中で、各市町村で議会の議決をいただく議案の例文及び議決後に首長間で取り交わす協議書の案文ということで、参考までに掲載をさせていただいております。

協議第79号の合併協議会の廃止についての説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま説明のございました協議第79号について、ご質問等がありましたらお願いをいたします。

（発言する声なし）

議長（成井英夫会長） ないようでございますので、一連の手続を踏ませていただくようにさせていただきたいと思っております。

協議第79号についてお諮りいたします。79号について、提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(成井英夫会長) ご異議ないようですので、協議第79号 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会の廃止につきましては、提案のとおり承認することといたします。

続きまして、4のその他に入らせていただきます。

第19回の協議会開催日程について、事務局から説明をお願いいたします。

木村局長。

事務局長(木村全孝) 42ページをごらん願いたいと思います。

第19回合併協議会の開催日程についてでございます。

開催時期は、10月25日火曜日、午後1時半からウェディングプラザ鹿島を予定しております。

以上です。

議長(成井英夫会長) 開催日程について、変更をさせていただきます。第19回の合併協議会は、この後説明を行いますが、9月27日、曜日は火曜日になります。時間は9時半を目安と 目安という理由を説明します。9時半から大信村さんにおいて開催をさせていただきます。理由につきましては、この後、協議会の提案がございました委員研修会を9月27日、火曜日に行うということで協議を進めている関係上、この日にとるほかございません。10月に入りますと、まず事務執行が不可能になっていきます。また、この前には各市村で定例議会が行われます。そういうことを勘案していきますと、この9月27日の研修会を利活用させていただくほか方法がないと考えられますので、9月27日、大信村さんで9時半から行わせていただきます。

スケジュールについて、時間の変更等がございますので、一括説明をお願いいたします。

事務局総務班長(秦 啓太) それでは、ただいま議長の方から説明を一部していただきましたが、合併協議会の委員研修会を含めて、次回の合併協議会の日程について説明をさせていただきます。

研修会の資料につきましては、本日皆様のお手元の方にA3版の地図が書いた研修会のスケジュール表が配付されていると思いますが、時間を若干変更させていただきたいと思います。白河市役所9時ということで、大信村で9時半から合併協議会を開催いたします。その後、合併協議会の状況によってその後のスケジュールは若干変動すると思われませんが、当初の予定ですと、大信村それから白河市、表郷村、東村という順番で管内を視察いただき、そして最終的にきつねうち温泉で懇親会を行うということで、前回の協議会で大信の聖ヶ岩ふるさとの森で懇親会をというお話もありましたが、その後、大信村のご担当の方とお話をさせていただきまして、当日の天候の状況等もあるものですから、野外ではなくなるべく屋内の宴会施設がとれる場所ということで、聖ヶ岩で懇親会をするのにはちょっと難しいという状況で、東村のきつねうち温泉の方で懇親会の方を計画をさせていただいております。

先ほど、9時半から次回の合併協議会の方、大信村の農村改善環境センターの方で開催いたしましたし、その後、終了次第、聖ヶ岩ふるさとの森、それから白河ゴルフクラブで昼食をとっていただき、JR東日本研修センター、天狗山球場、それからビャッコイ、東村果樹地帯をごらんいただいた後に、きつねうち温泉がございます21世紀の森運動公園を視察していただくというような日程で委員の研修会を組ませていただきました。

この後、正式に文書で研修会及び次回の合併協議会の開催についてをご通知差し上げますが、そのときに出欠の状況も踏まえてご回答をいただくようになりますので、よろしく願いをいたします。

説明は以上でございます。

議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

基本的には、白河市役所9時に出発させていただきまして、バス等に乗っていただきまして9時半に大信村さんに行きまして協議会を開催いたします。協議会の内容によっては、この日程が変更されると思います。しかし、変更ができませんのは、昼食はこの場所にとるということは、これは決定事項でございますので、用意をしていただく都合がございますので、ここは変更できませんのでご理解をいただきたいと思います。

そういう点におきまして、内容等につきましてはそのときに応じて臨機応変にさせていただくほかございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、ただいま第19回の協議会の日程並びにただいま説明をさせていただきました委員研修会、まとめて皆様からご質疑をお願いを申し上げたいと思います。

辺見委員。

辺見美奈子委員 1点お聞きしたいんですが、この議員研修、委員会の研修なんですけれども、この経費は自己負担というふうなことでお願いをしたいと思います。

議長（成井英夫会長） 基本的な考え方は、これは協議会でございますので、協議会の報酬等については支払いをさせていただきます。その中において、報酬等の中から当然皆様にお支払いをいただくようになるだろうと考えております。

よろしいでしょうか。

（発言する声あり）

議長（成井英夫会長） それでは、意見がないようでございますので、再度確認させていただきますが、第19回の開催につきましては、9月27日火曜日、9時半、大信村さんのところで開催させていただきます。そうしますと、スムーズなご審議をいただけるとなりますと、最終協議は、ここに書いてあります10月25日となります。これは移りませんので、ご理解をしていただきたいと思います。予定を組む都合があるかと思いますので、これについては移動がございません。よろしく願いを申し上げます。

次に、その他に移ります。

皆様から、何かご意見、ご要望等がございましたらお願いします。

金内委員。

金内貴弘委員 白河市の金内です。

遅い時間迫って申しわけないんですが、合併当日まであと3カ月を切りまして、正直私も含めて、私の周りもそうですけれども、なかなか合併に対する実感がちょっと沸いてこない部分がありまして、というのは、我々協定項目をたくさん時間をかけて決めてきましたけれども、ある程度の協定項目を決め終わったということで、今少し私たちの手を離れた実際の事務レベルとか、そういうところでの調整が中心になっているので、周りの人に、「合併、どんな感じで進んでいるんだい」なんて言われても、協定項目は決まったんだけど、そういえば、その先の具体的なところがどういうふうになっているという答えが、ちょっと自分自身でもちゃんと把握していなかったなと思うんです。

事務レベルの作業で、この場で報告事項とかで一部のものに関してはご報告いただいているんですけれども、全体的な流れもちょっとどんなふうに進んでいるのか知っておきたいというのと、それからあと、各市村の行政の方も、政策とか状況について、新聞の方で例えば補正が出ました、議会でこういうのを決めましたとか、あるいは収支がこうなりましたなんていう記事を読んで、大体の何となくの状態はわかるんですけれども、より具体的なちょっと状況を教えていただいて、自分自身、あと3カ月を切った合併に向けてちょっと気合を入れていきたいと思いますので、ぜひ、急な質問で申しわけないんですが、11月7日の合併当日に向けた各市村の最終的な取り組みの状況と、それから今、具体的な事務レベルで皆さん一生懸命事務方で調整項目をたくさんやられていると思います。非常にご苦労も多いと思いますので、その進みぐあいと、できたら苦労話みたいのを、簡単に各市町村ごとにお聞かせいただければなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（成井英夫会長） かいつまんでご説明を申し上げます。

まず1つは、各市村におきましてそれぞれの調整項目の中において報告をさせていただいている件が、ほとんど今までやってきた件でございます。それ以外でありますことは、例えば水道の問題、特別会計の問題、水道は企業会計ですが、そういうことについても踏み込んでいろいろ話し合っている状況でございます。

ですので、皆様からいろいろご享受をいただいた点については、まず分科会等でやっていただきまして、そのとおり幹事会上げて、正副会長で決定していることは出しているところでございます。そういう中のほかにありますことは、1つは、それぞれの事務分掌というのがございます。何々課はどういう仕事をすると、そういうふうなことの、これは基本であるわけですが、そういうことを決定をしてきております。そういう中におきまして、新しく合併をするときに企画政策部という新しい部ができ上がります。それについての事務分掌の取り扱いについても決定をいただいているところでございます。本庁並びに各庁舎においての事務分掌、それを事務方の方において整理、統合していただいているところでございます。

そういう中におきまして、今度は人事の問題が出てきます。そういう人事については、先ほど報告しましたとおり、今現在進行している状況でございます。

また、今、県との協議を行っている部分もございます。特にハード面については県と協議をするもの、または国に対して要望するもの、そういう点もございます。そういう点について、今鋭意努力をしているところでございます。例えば、4市村の合併に伴います三けた国道、県道等の整備につきましては、2回現地調査に入らせていただいているところでございます。そういう点を調整している段階でございます。

なお、ほかの詳細につきましては、まだ正副会長としてすべて目を通しておりませんので、その辺につきましては今後の27日の協議会のあたりにおいてご報告をある程度きちっとさせていただきますので、ご了解をお願いを申し上げたいと思います。

そのほかありませんか。

(発言する声なし)

議長(成井英夫会長) なければ、本日の議事を終了させていただきます。

大変、皆様方にご協力をいただきましてありがとうございます。事務局にお渡しいたします。

事務局総務班長(秦 啓太) 会長ありがとうございました。

委員の皆様には、本日もお忙しい中、長時間にわたり活発なご協議をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、第18回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 5時35分 閉会

上記会議の経過は、事務局が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するために、ここに署名いたします。

平成17年9月27日

署 名 委 員

柳 恵子

署 名 委 員

荒井一郎

署 名 委 員

大谷英明

署 名 委 員

遠藤公彦